

〱 壹両貳分ト

一 朱ト四百七十貳文

十貳貫三百四拾八文

間部

一

壹両貳分ト

八百文

十貳貫〇三拾貳文

〱 拾両三分一朱ト三貫六百元

此〇貳貫木百三十六文

七

合 四 九百〇八文

八拾四貫九百七拾文

七六立 四貫九百〇八文

赤穂

森越後守様分

帳場私分

八月朔日泊り

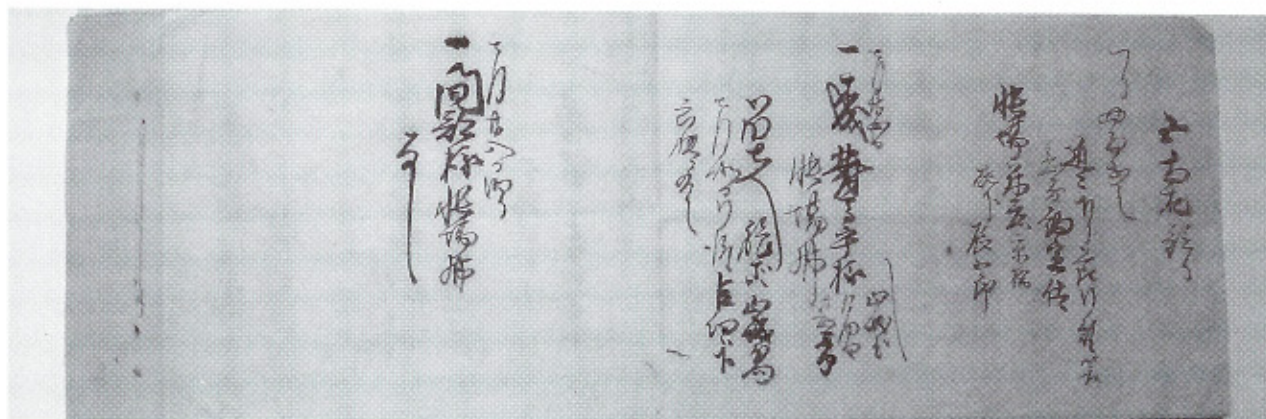
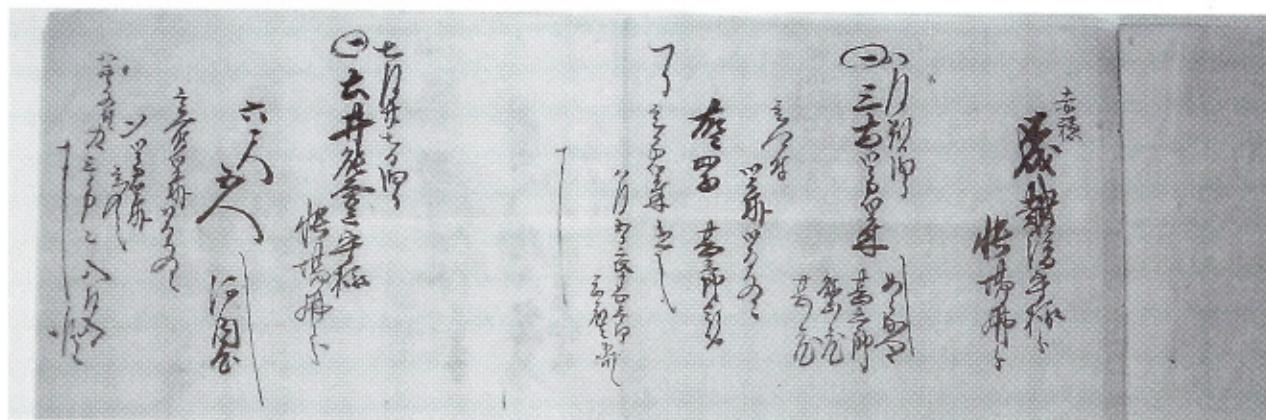
一 三両貳分貳朱

八月八日渡し
めうか屋

貳人

夫岩兵衛

めうかや



甚三郎
繁藏
甚藏

老人付

式朱ト式百文也

故ニ四両 甚三郎より請取

つり 壹分式朱六文

八月五日夜、甚三郎甚藏ニ相渡し

七月廿七日泊り

(合)
一土井能登守様

帳場弘分

六尺五人

老人付式朱ト式百文也

式分四朱ト

壹貫文

八貫文預り合三分也八月八日渡し

五両札預り

つり四両遣し

近々下り節引替筈

急度約定仕候

帳場米庄京橋

配下辰五郎

七月廿四日

一森対馬守様

帳場弘

式拾七人旅ご山城屋向、七月晦日引渡し、巨細ハ下

宿帳ニ有之

七月廿八日泊り

一間部様帳場弘

なし

(合)
山城屋

□内屋

甚三郎

○乍恐奉願上候御事 (加納宿助郷村々御繰合につき) (二)

乍恐奉願上候御事

今般加納宿助郷村々御繰合ニ相成候趣ニ而、別紙之通当宿助郷村々より願出申候ニ付、相訂申候処、右御操替御指村之内、寛永年中迄当宿定助郷相勤、享保二酉年より休年相成候得共、当宿大御御行の節々、別紙村々ニ而人馬雇立、其上も人馬不足之分ハ

御領主様え御願申上、加人馬被下置御用相勤来り候処、此度夫々加納宿助郷え御組込ニ相成候而ハ、此上大御通行の節雇立候方便も無御座、甚以迷惑難没仕候趣申立、右ハ是迄相勤来候定助郷村々も追々困窮仕、詰人馬等も自然と相減、実々以難没之始末、段々相歎無余儀次第二御座候、付而ハ恐多御願ニハ御座候得共、何卒此段御勤弁被成下置、別紙村々え御操替之儀御除被成下候様、宿方おるても只管奉願上候、尤是迄も右村々当宿助郷え御指加之儀、追々道中御奉行所様え出願仕候儀も御座候由ニ候得共、御取揚も無御座、追而御沙汰御座候趣ニ而、帰村仕候旨をも相歎申候、依之助郷村々より之願書相添、不願恐をも奉願上候、願之通御聞

濟被下置候ハ、宿助郷共一統難有仕合可奉存候、以上

尾州御領

中山道鶴沼宿

天保五年午十月

年寄

坂井銀右衛門

問屋

桜井岡右衛門

飯原芳藏様

木村忠藏様

○辰巳二ヶ年分 助郷休泊料入不足取調帳（一九）

〔表紙〕 辰巳二ヶ年分

助郷休泊料

入不足取調帳

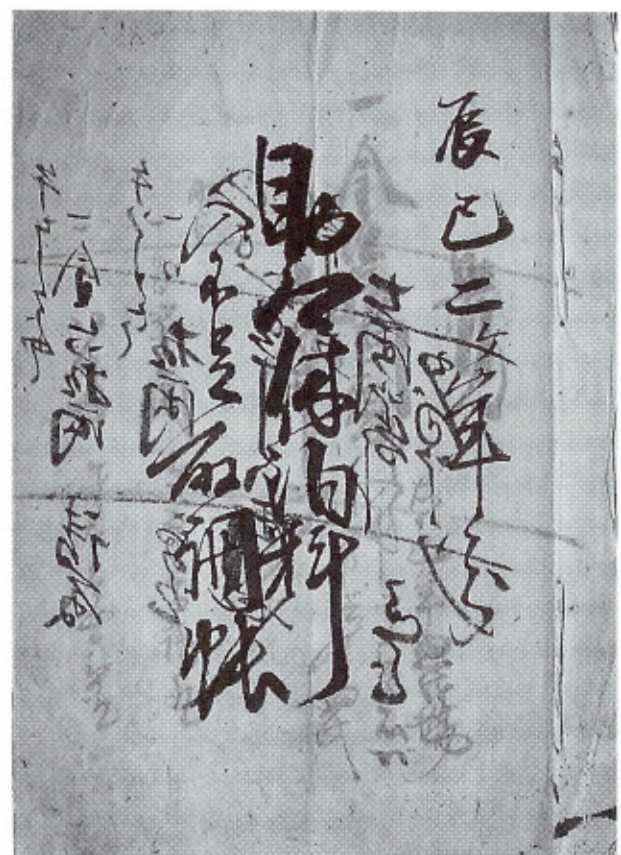
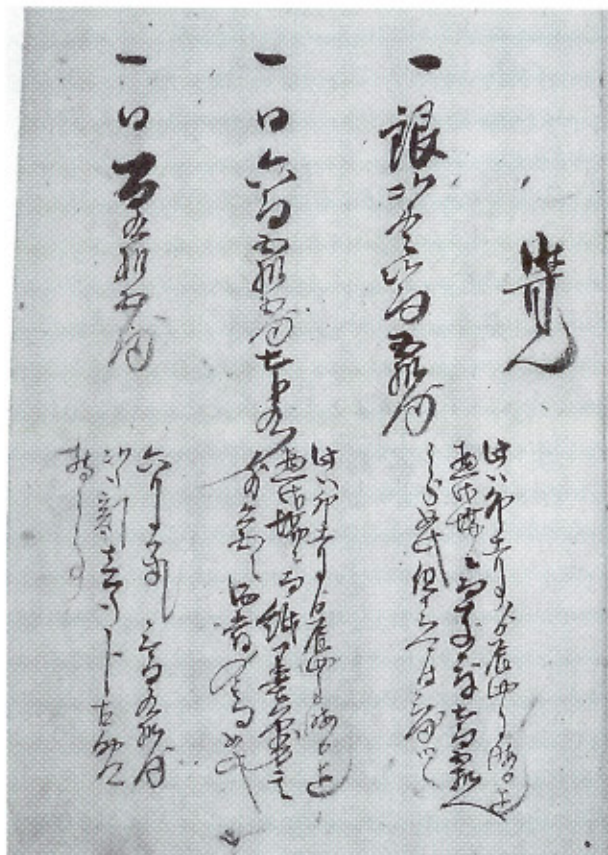
覚

一 銀貳貫貳百五拾匁

此ハ卯十一月より辰四月晦日迄、
惣代場ニ而支度七百五拾人之分如
此、但老人ニ付三匁ツ、

一同六百五拾五匁七分九厘

此ハ卯十一月より辰四月晦日迄、
惣代場ニ而紙墨筆、其外色々酒肴、
高如此



一同百九拾五匁

六月□□三百九拾匁、式ッ割壹ッ分左助殿持候事

銀五匁〇五厘

紙ノ金三拾六兩三步式朱ト

一銀式百拾九匁三分三厘

右ハ卯十一月より辰四月晦日迄万石入用ノ高

銀七貫四百五拾式匁五分五厘

一同三貫六百四拾五匁七分九厘

此ハ村々之分払拾ヶ村ノ高如此

合壹百六拾壹兩ト

辰□極月大晦日

一同百四拾五匁〇五厘

右ハ三井村・平嶋村ノ式ヶ村分

一金百拾九兩也

市右衛門、治兵衛

一同百六匁

此ハ七ヶ村払候分如此

巳正月廿三日

右兩人より受取

一同四拾三匁

右ハ三ヶ村分払之分

一同壹兩

飛鳥村より受取

一同拾八匁三分七厘

此ハ御領尾州方之場有之候之分支度如此

一同壹兩

東嶋村より受取

一同百六拾九匁三分九厘

此ハ東門村二部分払之分如此

一銀式百四拾八匁七分四厘

平嶋村受取

一金三拾六兩三步式朱ト

寅年払不足如此

未正月六日

松本村弥 吉

銀四匁八分三厘

一銀六百拾六匁九分三厘

同 村半三郎

右兩人受取

紙ノ金三拾六兩三步式朱ト

ケ 銀七貫八百四十式匁五分五厘

下 合壹百六拾七兩ト

巳二月十三日

一金七兩式朱

古市

治兵衛より受取

金百貳拾九兩貳歩ト

銀八百六拾五匁六分七厘

合壹百四拾貳兩三步貳朱ト

銀三匁壹分七厘

〔^{〔幣巻〕}〕 差引テ

金拾八兩貳朱ト

〔^{〔朱巻〕}〕 〇 銀壹匁八分八厘不足 〔

覚

一金五拾三兩三步三朱ト

銀三匁〇九厘

辰五月朔日より辰大晦日迄、惣

代入用三万石入用、高如此

一金九拾兩壹歩ト

銀九匁七分貳厘

巳年正月朔日より巳極月大晦日

迄、惣代入用三万石入用、高

右二口

金百四拾四兩三朱ト

銀拾貳匁八分壹厘

右内江

一金貳拾兩 午五月十日受取

一同八兩 午七月廿四日受取

午七月廿四日

一金六拾兩 請取

午八月六日

一同拾兩 請取

□□

九拾八兩也

辰五月より巳極月迄

差引テ

金四十六兩〇三朱ト

〔^{〔朱巻〕}〕 〇 銀十貳匁八分壹厘 不足

〔^{〔幣巻〕}〕 外ニ

一拾八兩貳朱ト

壹匁八分八厘 不足 〔

右助郷并御一心ニ相成申候分共不足

宗不足 〔^{〔朱巻〕}〕 〇印二口ノテ 〔

〔^{〔幣巻〕}〕 金六拾四兩壹歩壹朱ト

銀拾四匁六分九厘 不 〔

右□之□□

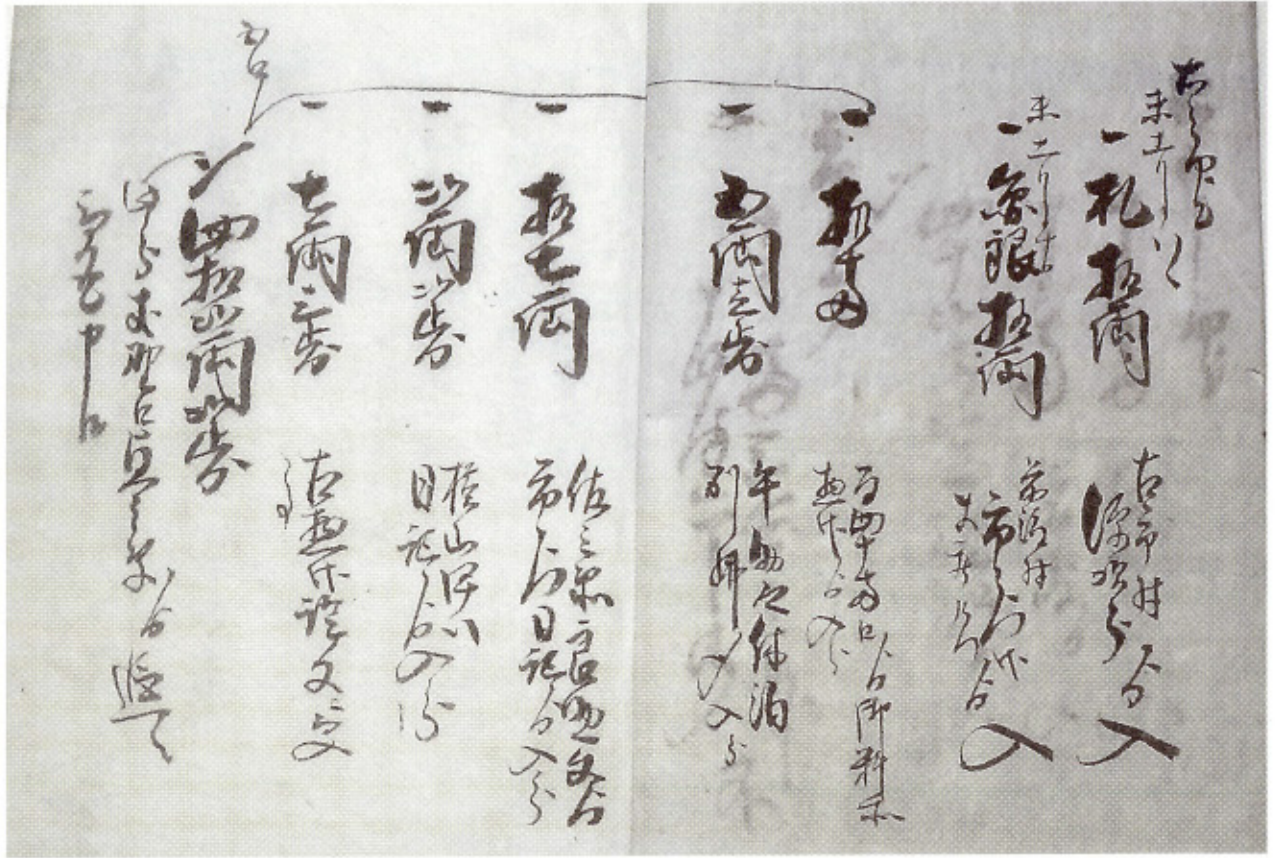
十兩 古市より入

十兩 前渡より入

四十四式兩貳歩 野 〔 〕 □より 入

差引テ

壹兩三步壹朱ト



十四匁六分九厘

不

右之内え

未十一月八日

一札拾兩

古市村

源次郎より入

未十一月十日

一円銀拾兩

前渡村

市右衛門代

□庄左衛門より入

一拾兩

一五兩壹步

一拾七兩

一貳兩貳步

百四十兩口より御料所惣代より入
分
午助郷休泊、別払入分

佐兵衛、良助、平右衛門、市右衛門、日記より入分

横山伊八

日記より入分

五口 一七兩三步

△四拾貳兩貳步

此分丈野口貞兵衛より追々受取申候

右惣代証文ニ而入事

此不印、辰巳三ヶ年差引残 但惣代万石使之事

差引テ

壹兩三步一朱卜

十四匁六分九厘

不足

午年惣代并万石二口ノ高

午年分丈

一銀五貫三百六拾七匁〇四厘

惣代場

此金八拾九兩一步式朱卜

万石

四匁五分四厘

ノ辻

右之内江

申正月廿六日

八拾五兩三步卜

四匁式分五厘

野口より入

差引テ

三兩式步式朱卜

式分九厘

不足

○他行者取調書上帳(一〇〇)

〔表紙〕

嘉永三年

他行者取調書上帳

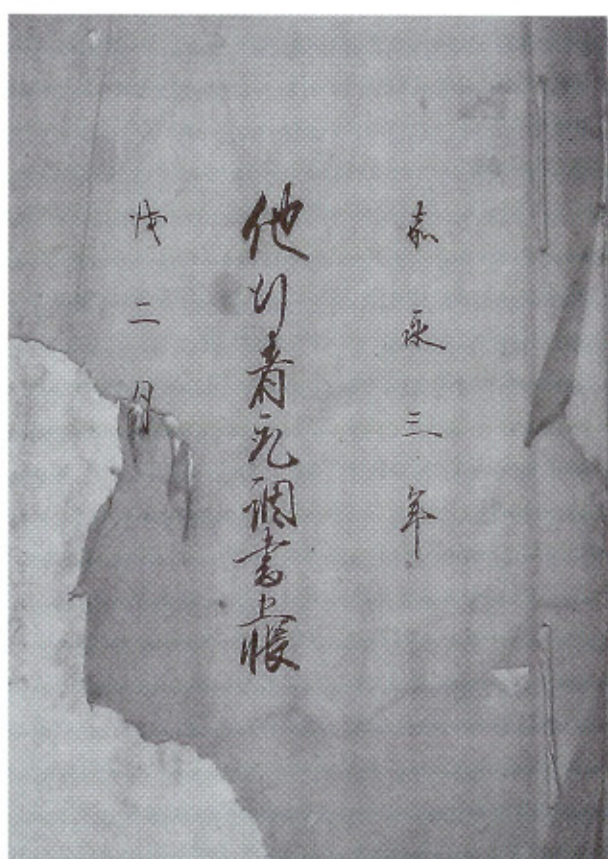
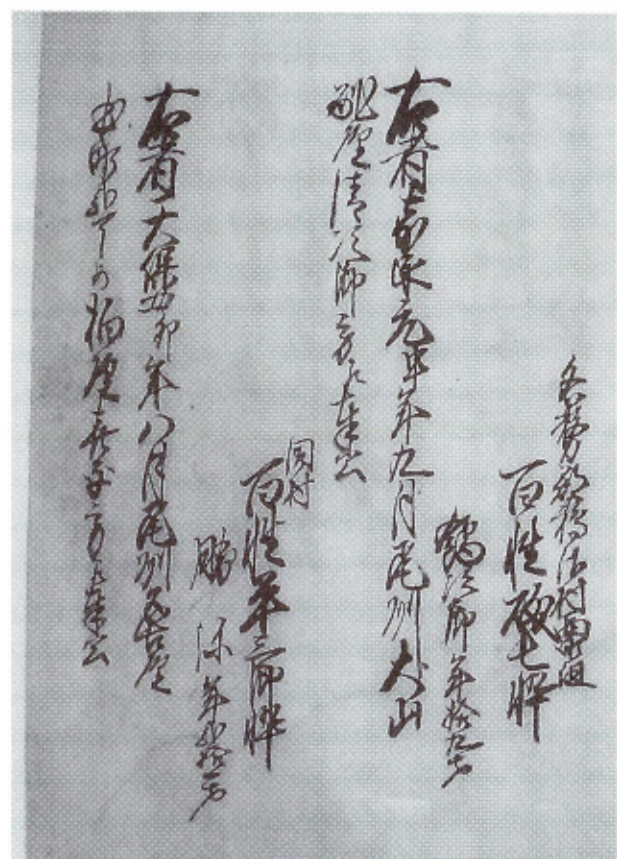
戌二月

各務郡鶴沼村西町組

百性磯七伴

鍋次郎、年拾九才

右は嘉永元申年九月、尾州犬山酢屋清次郎方え奉公



同村

百性平三郎^{せがれ}倅

勝 弥、年式拾才

右は天保四卯年八月、尾州名古屋本町式丁め柏屋喜平方え奉公

同村

百性平助倅

与三郎、年拾式才

右は嘉永二酉年六月、濃州吉田村大門町酒屋孫六方え奉公

同村

百性今吉倅

菊次郎、年廿五才

右は弘化二巳年九月、尾州丹羽郡飛保村大工八左衛門方え奉公

同村

百性今吉娘

まつ、年式拾八才

右は嘉永二酉年四月、尾州津嶋大黒屋半助方え奉公

同村

百性金七後家娘

くに、年三拾才

右は弘化二巳年九月、尾州犬山園師町万屋善九郎方え奉公

同村

百性長右衛門倅

鶴 吉、年式拾二才

右は弘化三年十二月、当村古市場組源市方え奉公

同村

右同人娘

みつ、年三拾一才

右は弘化三年五月、尾州丹羽郡時嶋村徳右衛門方え奉公

同村

右同人娘

のぶ、年式拾六才

右は弘化三年二月、濃州厚見郡岐阜蔦屋佐兵衛方え奉公

同村

右同人娘

たつ、年式拾五才

右は弘化三年二月、濃州上有知加治屋弥兵衛方え奉公

同村

百性長右衛門娘

きた、年拾九才

右は嘉永二酉年二月、当村巾町組善兵衛方え奉公

同村

百性彦左衛門倅

長蔵、年式拾九才

右は弘化三年十二月、当村東町組横山次郎右衛門方え奉公

同村

右同人倅

彦右衛門、年式拾六才

右は嘉永二酉年十二月、当村古市場組源市方え奉公

同村

百性勇右衛門弟

寅 吉、年三拾三才

右は嘉永元申年十二月、小伊木組長三良方え奉公

同村

右同人娘

小春、年式拾六才

右は嘉永二酉年九月、尾州犬山材木屋喜平方え奉公

同村

百性七右衛門娘

小鶴、年七才

右は嘉永三戌年正月、尾州丹羽郡上野村金兵衛方え奉公

同村

百性やまの嬸みと

掛人 千代助、年式拾四才

右は弘化三申九月、尾州名古屋五条町麻屋享助方え奉公

同村

右同人

掛人 きん、年拾七才

右は嘉永二酉年九月、尾州丹羽郡山名村茂左衛門方え奉公

同村

百性李右衛門倅

徳太郎、年七才

右は嘉永三戌年二月、尾州犬山本町式丁目久田屋善次郎方奉公

同村

百性善左衛門後家

倅、吉治郎、年拾四才

右は嘉永二酉九月、尾州丹羽郡小口村仁左衛門方え奉公

同村

百性忠右衛門妹

たつ、年式拾八才

右は嘉永元申年二月、尾州名古屋京町筋三河屋伝七方二奉公

同村

百性九兵衛妹

すゑ、年式拾三才

右は嘉永二酉年九月、尾州名古屋京町筋岩野屋彦助方え奉公

同村

百性甚右衛門娘

せい、年九才

右は嘉永元申年七月、尾州犬山下之町金屋九郎兵衛方え奉公

同村

百性市重郎妹

せつ、年拾九才

右は嘉永三戌年正月、尾州犬山中本町桑名屋松兵衛方奉公

同村

百性忠助娘

しも、年式拾六才

右は嘉永二酉年三月、尾州犬山中本町桑名屋松兵衛方奉公

同村

百性宗右衛門倅

竹次郎、年式拾五才

右は嘉永二酉年十二月、当村甚右衛門奉公

同村

右同人娘

すて、年拾五才

右は嘉永三戌年正月、尾州犬山出来町又兵衛方え奉公

同村
百性保之助娘

寛文二年二月

右は嘉永二酉年二月、濃州武儀郡上有知村岡専助方え奉公

村之中及屋敷御方奉公

右は嘉永二酉年十月、尾州名古屋杉之町吉野屋万吉方奉公

右は嘉永二酉年九月、尾州丹羽郡富岡村七右衛門方え奉公

同村
百性藤三良後家倅
由松、年拾六才
同村
百性儀兵衛倅
倉吉、年拾貳才
同村
百性金右衛門妹
とふ、年貳拾六才
同村
百性源三郎娘
くら、年拾三才

同村
百性伊助後家娘

寛文二年三月

右は弘化二巳年三月、尾州犬山木之下藤屋清助方奉公

神ノ下其為方奉公

同村
百性伊助後家娘

右は弘化二巳年三月、尾州犬山神ノ下其為方奉公

余は百性源三良後家倅

右は嘉永二酉年四月、尾州犬山木之下藤屋清助方奉公
右之通取調奉書上候、外ニ致他行居候者老人も無御座候、仍之御達可奉申上候、以上
同村
百性伊助後家娘
りん、年貳拾貳才
同村
百性伴左衛門娘
うし、年貳拾才

右は嘉永二酉年十二月、尾州犬山余坂百足屋甚兵衛方え奉公

同村

百性茂吉俸

駒吉、年拾九才

右は嘉永元申年九月、尾州犬山外町加治屋平助奉公

同村

百性磯七娘

ちよ、年拾式才

右は嘉永二酉年四月、尾州村久野村紺屋吉藏(マツ)方奉公

鶴沼村組頭

柳藏

戌二月

庄屋

坂井伝吉

東条七四郎様

御陣屋

○借用申請金之事 (一一一)

借用申請金之事

一金拾八兩

此質物家屋敷

借主 山田林右衛門
請人 坂井銀右衛門^印

一同 拾四兩三歩^⑧

此質物家屋敷

借主 定右衛門^印
請人 平 助^印

一同 拾四兩三歩^⑧

此質物家屋敷

借主 新 七^印
請人 直 吉^印

一同 九兩三分

此質物家屋敷

借主 甚右衛門^印
請人 伊 平

一同 九兩三歩^⑧

此質物家屋敷

借主 政次郎
請人 円四郎

一同 五兩

此質物家屋敷

借主 治左衛門^印
請人 為 七

一同 四兩

此質物家屋敷

借主 要 助
請人 権 七^印

一同 五兩

此質物家屋敷

借主 佐右衛門^印
請人 大行院^印

一同 五兩

此質物家屋敷

借主 文兵衛
請人 新 七^印

一同 四兩

此質物家屋敷

借主 駒 吉
請人 巾 太郎兵衛^印

一同 五兩

此質物家屋敷

借主 久右衛門
請人 山田安右衛門^印

一同 五兩

借主 善五郎[㊦]

請人 直吉[㊦]

十一月廿四日

一同六拾兩

鶴沼人足江取かへ良吉相渡候

右者、私共家居取建方ニ付講会御取結被下置、前頭割賦之通借用仕所実正也、掛ケ銀之義ハ毎歲御定之通、満講迄急度懸ケ繼可申候、万一人別之内壺人ニても懸ケ金相滞候ハ、前条質物御引払被下故ニて、不金仕候節ハ請人并人別之者より満講迄相懸ケ可申候、仍之互談連印仕、御役元へ聊御世話懸ケ申間敷候、且講御連中方へ御加判被下候付、各方まで為後証一札指上ケ申所如件

天保五年

右

午二月

人別中

宿村

御役人中

○池御普請諸入用取調帳 (二五一一)

「 明治四年末十一月ヨリ

池御普請諸入用取調帳

桜井辰左衛門

」

覚

十一月廿四日

一金三兩

大工名古屋

え取かへ

内、同日

正金百五拾兩

札三兩

入 是ハ式拾人様より

同日

一同三兩

□□金取かへ、是ハ土井

十一月晦日

一同三兩

同断、□之田

三月

一同四兩

西町日雇方連中

□四拾匁

十一月廿日

一同六兩式分ト

大□拾丁、三□□棒頭え

五匁

六月中旬

一金四兩

是ハ□中見舞として各仕各区□向出ス

七十兩

此分 貳拾兩

半平より入

五拾兩

小伊木より入

十二月十日

一金五兩

大塚

十二月十七日

一同六兩

土井

同日

一同貳百兩

兩人より入

十二月十日

一貳朱

□□

大塚

十二月十八日

一百貳拾兩

良吉相渡し

十一月廿四日より

十二月十八日迄

三千〇七拾三人五分八厘

□ 貳拾四貫五百八拾八匁六分四厘

四百九兩三分ト三匁六分四厘

十二月十八日□

一六兩ト四匁

土井様、日雇代かし

十二月十九日

一五拾兩貳分

赤一ニかし

内、拾兩ハ鉄二郎より請取申候分

十二月廿一日

一貳兩

土井様えさし上

一三拾兩貳分

古田米一郎米代ニかし入

貳百□□ニ而

一貳拾貳兩三分

九拾八兩口

一五拾四兩三分

○二口ノ七拾七兩貳分

右之通十二月廿一日相渡候

良吉ニかし

同日

○一貳拾貳兩貳分

延三郎方より出ス

○ノ百両也、相渡候

十二月廿二日

拾両貳分三朱

十二月廿四日

三拾兩壹分ト
三百文

十二月廿四日

拾兩

同月廿九日

四兩

十二月十九日

壹兩

十二月晦日

八貫九百五拾六文

別紙ニ有之
同断人□□□□□□

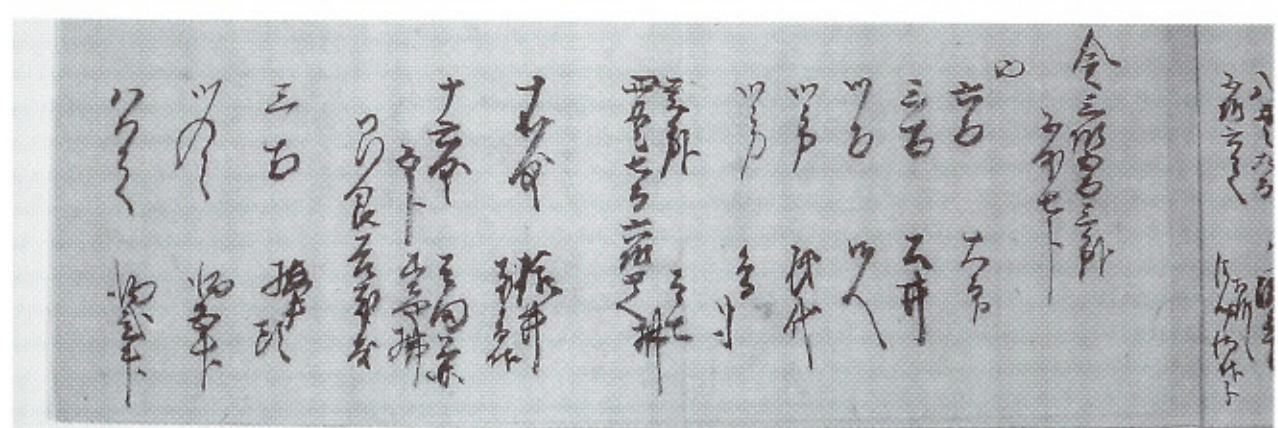
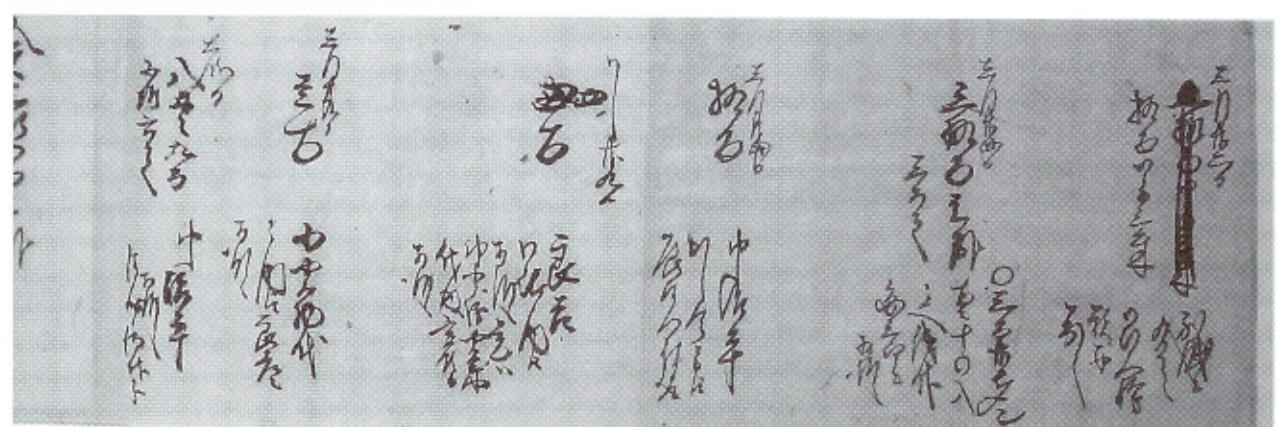
○三百廿七貫也
兩二十〇八かへ、錢外円
三郎ニ相渡候

巾治平かし金方え辰左衛
門請取

良吉、□□内え相渡候
是は巾五兵衛□□代内□
□□相渡候

小買物代之内え良吉ニ相
渡候

巾治平相渡候、徳助御代
分



一金三拾五兩三分ト

五匁七分

内

六兩

八兩

貳兩

貳分

貳分

壹分ト四貫七百六拾四文

十式匁

十六匁五分

同断良吉□□

三兩

貳貫文

八百文

十六匁八分七厘

六百三拾六文

□□□伊平

九百文

六匁

三兩

十式匁

六匁

七拾八匁四分

十四貫貳百文

大原

土井

貳人

柿代

鳥□□

太七払

桜井□□代

吉田兼李や払

□□頭

酒五升

酒貳升

良吉取かへ

本陣米代

さより

七兩壹朱

本陣

よし田

桜井□□

同人

本陣払方

ノ拾八兩壹分ト

百四拾七匁七分七厘

廿三貫三百文

合廿貳兩三分ト

七匁〇四文

差引て

十貳兩三分貳朱ト

六匁壹分六厘

十六兩貳分ト貳匁八分

一五兩

一件割合之分

○砂先川(三五一二)

一屋形附渡船

壹艘

一大渡船

三艘

一鶴飼船

拾五艘

大船頭

杉山重左衛門

船手小役人

木下伊三郎

水主同心三人

船大工壹人

以上

○乍恐奉願上候御事（倅藤治郎勤当につき願書）（二六一一）

乍恐奉願上候御事

私倅藤治郎と申者、当年「」候処、常々身持不宜、勿論親「」農業も染々不仕候付、親類「」追々異見差加、心底取直シ「」仕候旨申聞候得共、中々聞入「」出歩行、口論杯仕、親類迄も「」、且又庄屋中へも御苦勞相懸り御「」利解申聞被下候得共、一切取用ひ「」何様之悪事相働、親類、組合、村方へも御苦勞懸り可申義も「」勘当仕度奉願上候、何卒早「」被下置、御清帳御除キ被下置「」仕合奉存候、以上

西二月

水野篤助様

御陣屋

右、乙松御願申上候通相違無「」、手前おゐて精々異見差「」少しも取用ひ候義も相見不「」、乙松願之通御聞濟被成下「」奉願上候、以上

○乍恐御尋ニ付奉申上候御事（人数調べ書上）（二六一二）

乍恐御尋ニ付奉申上候御事

一凡人数百人程

但し□□壹□□

桜井岡右衛門

一同断

但し

坂井伝之□

一同断五拾人程

□□□□

同「」

一同断七拾人

但し□□□□

「」

一人数凡五拾人程

但し□□□□

次「」

一人数凡式拾人程

但し□□□□

常三「」

一人数凡五拾人程

但し□□□□□□

源左「」

一人数凡百人程

但し□□□□□□

安「」

一人数凡五拾人

但し金百□□

□「」

喜「」

紋「」

□□「」

一人数凡五拾人

但し

巾

□右衛門

一人數凡百人程

大□□「」

但□□□□□□

右書上申候通相違無御座候、以上

酉二月

鶴沼村庄屋

桜井「」

御小人目付

佐藤元四郎様

同

北川 左吉様

○覚（犬山表犬飼藤九郎方より買置く夫食・伝馬飼料等引取の件

につき願書）（二六―四）

覚

一米五石

山田安右衛門

一同八石

佐兵衛

一同三石

宇助

一同壹石五斗

巾町

一同拾五石

三人分仙兵衛

嘉右衛門
佐兵衛

ノ米三拾貳石五斗

ノ壹石

一大豆五斗
一大豆五斗

巾町
仙兵衛

一麥拾石

三ツ池

一同壹石

次郎右衛門

一同拾石

仙兵衛

佐兵衛

一米五拾石

内三拾貳石五斗、此節引取申度候

乍恐奉再願候御事

一同八石

木伊木^{南町}

一同拾五石

巾町

一同拾五石

大伊木

一同壹石

にし町八百七
源三郎

一

東町

ノ六拾石

一稗三石

巾町

一同壹駄

佐兵衛

一同壹駄

仙兵衛

ノ五石

一粟壹石

巾町

一同五斗

次郎右衛門

一同五斗

仙兵衛

ノ貳石

一 麦百石

内六拾石、此節引取申度候

一 大豆五拾石

内壹石、此節引取申度候

一 稗五拾石

内五石、此節引取申度候

一 粟五拾石

内貳石、此節引取申度候

右ハ犬山表犬飼藤九郎方ニ而、前頭之石数宿村之者夫食并御伝馬飼料手当等之為、去秋買置候付、近々ニ引取方之義旧冬御願奉申上候処、石数取極メ御願可申上旨其砌被仰渡候得共、其頃米穀犬山おゐて小買之義御聞濟被下置、御蔭を以差当り候夫食差支無御座故、先々御願も不奉申上候所、最早近々御用通りを始、御通行構方も多く可有御座候間、宿村夫食として前頭脇書ニ相認候通、此節引取方之義奉願上候、尤藤九郎へも内輪等と引合申候処、御願濟ニ相成候ハ、差送り可申旨申聞候間、右願之通御聞濟被成下置候様仕度奉願上候、以上

酉正月廿六日

桜井岡右衛門

水野篤助様

御陣屋

久松重隆様御事

一 麦 百石

一 大豆 五拾石

一 稗 五拾石

一 粟 五拾石

一 粟 五拾石

右ハ犬山表犬飼藤九郎方ニ而、前頭之石数宿村之者夫食并御伝馬飼料手当等之為、去秋買置候付、近々ニ引取方之義旧冬御願奉申上候処、石数取極メ御願可申上旨其砌被仰渡候得共、其頃米穀犬山おゐて小買之義御聞濟被下置、御蔭を以差当り候夫食差支無御座故、先々御願も不奉申上候所、最早近々御用通りを始、御通行構方も多く可有御座候間、宿村夫食として前頭脇書ニ相認候通、此節引取方之義奉願上候、尤藤九郎へも内輪等と引合申候処、御願濟ニ相成候ハ、差送り可申旨申聞候間、右願之通御聞濟被成下置候様仕度奉願上候、以上

水野篤助様

酉正月廿六日

桜井岡右衛門

○乍恐奉再願候御事（犬山表犬飼藤九郎方より夫食手当買請
につき）（二六一五）

乍恐奉再願候御事

一米五拾石

一麥百石

一大豆五拾石

一稗五拾石

一粟五拾石

右ハ先達御願奉申上置候犬山表犬飼藤九郎方ニテ前頭之穀數買請候筈ニ引合置、当春より宿村夫食手当ニ困（飯料）ひ申度候付、去十一月奉願上候所、爾今置御下知も被下置ス、此節茶屋、旅籠屋共飯料払底ニ付、右之内少々御買請、引取申度奉願上候、何卒早速御買濟被下置候ハ、ありかたく仕合奉存候、先達も奉申上候通、一時ニ引取候義ハ難行届候間、此段厚御勘考被成下、急々引取方御聞濟被下候様奉願上候

酉正月廿五日

鵜沼村庄屋

桜井岡右衛門

水野篤助様

御陣屋

○乍恐御達奉申上候御事（犬山表犬飼藤九郎方より買請分引取に
つき）（二六一六）

乍恐御達奉申上候御事

一米 五拾石

一麥 百石

一大豆 五拾石

一稗 五拾石

一粟 五拾石

右ハ犬山表犬飼藤九郎方ニ而買請候分、引取方之義先達（せんだつて）而御願奉申上候処、尾州地より美濃方へ穀物買入方之義ニ付今般御触（おふれ）之趣有之、相對ニ而買入候義ハ御取揃難被遊、御陣屋おゐて御吟味次第（もとむら）通（とむら）り方御勘考被成下置候由被仰渡奉畏候、右ハ前頭穀類之義は当宿旅籠屋共、其外御伝馬役相勤候者共、來春より飯料手当ニ前頭之通買請候積り、先達藤九郎へ引合置候御義御座候、尤此節一時ニ代金相払、引取候義難行届候間、其節々々之相場を以仕切五石、六石ツ、程も相渡し呉候筈取極申候間、宜勘考被成下置候様仕度、御請旁奉願上候、以上

申十一月

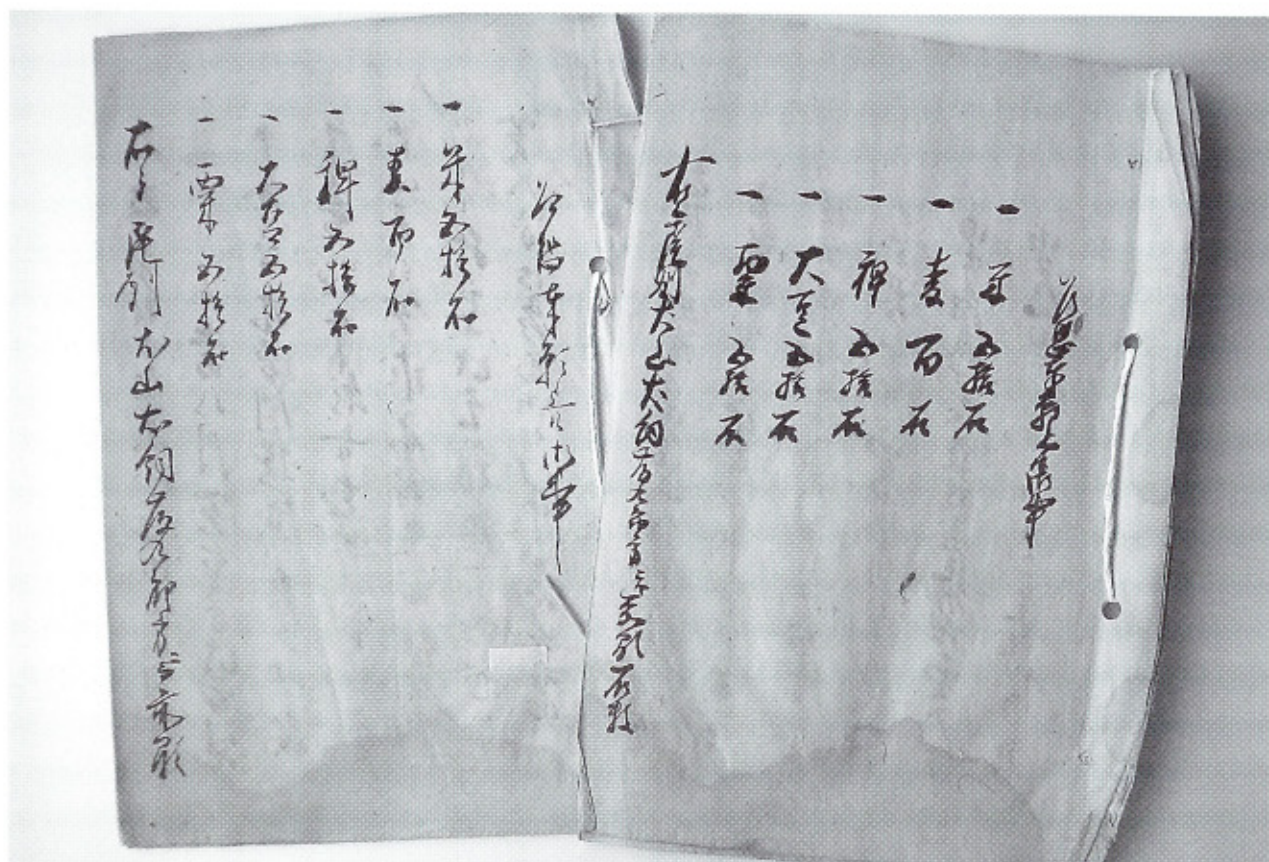
鵜沼村庄屋

桜井岡右衛門

水野篤助様

御陣屋

同仕□ 安右衛門



○乍恐奉願上候御事（犬山表犬飼藤九郎方より買請分引取につき）
（二六一九）

乍恐奉願上候御事

- 一米五拾石
- 一麦百石
- 一稗五拾石
- 一大豆五拾石
- 一粟五拾石

右は尾州犬山犬飼藤九郎方ニ而前頭石数宿村之者夫食并御伝馬飼料手当等之為、当八月買置候付此節引取申度候間、木曾川横越シ御間濟被成下置候様奉願上候、尤豊凶共是迄犬山表ニ而買求、宿村夫食ニ仕候儀ニ御座候、然処此節雜穀共尾州地より買入方御差留御締ニ御座候付、右体御願申上候段奉恐入候得共、連々凶作之上、当年麦作之儀は格別取劣り候儀ニ而、何れ他向より入穀不仕候は而は、来春ニ至御用御通行衆を始并御大名様方御止宿之節、飯料等差支候儀は眼前之儀ニ御座候、其上宿村共飢渴難渋ニも可及哉之者出来候程難計候付、夫々手当として前頭買入置候分、此節引取申度候間、厚御勘弁之上早速引取方御間濟被成下置候様仕度奉願上候、尤藤九郎よりも其筋へ御願申上候苦御座候間、何卒願之通御間濟被成下置候ハ、重々難有仕合ニ可奉存候、以上

鶴沼村

庄屋

申十一月

桜井岡右衛門

水野篤助様

御陣屋

○乍恐奉願上候御事（犬山表犬飼藤九郎方より買請分引取につき）
 （二六一一〇）

乍恐奉願上候御事

- 一米 五拾石
- 一麦 百石
- 一稗 五拾石
- 一大豆 五拾石
- 一粟 五拾石

右は尾州犬山犬飼藤九郎方ニ而前頭石数宿村之者夫喰并御伝馬飼料手当のため当八月買置候付、此節引取申度候間、木曾川横越シ御聞濟被成下置候様奉願上候、尤豊凶共是迄犬山表ニ而買求、宿村夫喰ニ仕候儀ニ御座候、然ル処、此節雜穀共尾州地より買入方御差留御締中ニ御座候ニ付、右体御願申上候段奉恐入候得共、連々凶作之上、当年麦作之儀は格別取劣り候儀ニ而、何れ他向より入穀不仕候は而は、来春ニ至御用御通行衆を始、御大名様方御止宿之節飯料等差支候儀は眼前之儀ニ御座候、其上宿村共飢渴難渋ニも可及哉之者出来候程難計候付、夫々手当として前頭買入置候分、此節引取申度候間、厚御勘弁之上早速引取方御聞濟被成下置候様仕度奉願上候、尤藤九郎よりも其筋御願申上候筈御座候間、何卒願之通御聞濟被成下置候ハ、重々難有仕合可奉存候、以上

鶴沼村

庄屋

右は尾州犬山犬飼藤九郎方ニ而前頭石数宿村之者夫喰并御伝馬飼料手当のため当八月買置候付、此節引取申度候間、木曾川横越シ御聞濟被成下置候様奉願上候、尤豊凶共是迄犬山表ニ而買求、宿村夫喰ニ仕候儀ニ御座候、然ル処、此節雜穀共尾州地より買入方御差留御締中ニ御座候ニ付、右体御願申上候段奉恐入候得共、連々凶作之上、当年麦作之儀は格別取劣り候儀ニ而、何れ他向より入穀不仕候は而は、来春ニ至御用御通行衆を始、御大名様方御止宿之節飯料等差支候儀は眼前之儀ニ御座候、其上宿村共飢渴難渋ニも可及哉之者出来候程難計候付、夫々手当として前頭買入置候分、此節引取申度候間、厚御勘弁之上早速引取方御聞濟被成下置候様仕度奉願上候、尤藤九郎よりも其筋御願申上候筈御座候間、何卒願之通御聞濟被成下置候ハ、重々難有仕合可奉存候、以上

申十一月

桜井岡右衛門

水野篤助様

御陣屋

○乍恐奉願上候御事（犬山和泉屋弥五右衛門方より買請米引取に

つき）（二六―二〇）

乍恐奉願上候御事

一米 式拾石

右は先達御願濟之上、犬山和泉屋弥五右衛門方ニ而三拾石買請

候内、前顯石数此節引取申度奉願上候、尤弥五右衛門よりも其筋

へ御願ひ奉申上候義ニ御座候間、何卒引取之上御改被下置候様奉

願上候、以上

申

桜井岡右衛門

三月六日

水野篤助様

御陣屋

○乍恐御達奉申上候御事（家一軒消失につき）（二六―七）

乍恐御達奉申上候御事

鷗沼村

小伊木組

一萱葺家老軒 但 間口四間

吉岡周石

梁式間半

右は朝、夜明ケ頃出火仕候ニ而、早速村中組に火防申候得共、中々手ニ及不申焼失仕候、尤出火之様子吟味仕候処、昨八日暮方ニ灰を取箕ニ入、藪の中ニ捨置候処、定□火残居候哉、右灰より吹□候様子相見へ、外ニ怪敷儀無御座候、仍之御通達申上候、以上

右村組頭

申正月九日

兵三郎

庄屋

桜井岡右衛門

水野篤助様

御陣屋

○一札（年貢米取調につき）（二六―八）

一札

去十月廿八日夜、御年貢米御取調之処、右御用も不相弁私共東町佐兵衛方え打寄罷在候付、何角不正之儀ニ而も交り候哉之旨御調被 仰付奉恐入候、右は格別之年柄ニ付、御伝馬役勤之者御手当筋御願可仕旨相談仕居候儀ニ御座候得共、寄所悪敷且平生行作不宣段御差当被為 仰付、一言之申訳も無御座奉縮入候、既ニ 御上様へ御達ニ相成 御役人様御出張被成下、敵敷御糺可被 仰付之処、左様相成申候而は如何体難渋之程難計、迷惑至極仕候、付而は親類共并五人組之者相頼、段々御歎キ御叱申上候処、御村方一同之御請書被下、御慈悲を以急度相慎儀ニ候ハ、此度之儀は其筋御願下ケ可被成下候旨被 仰聞被下、重々難有仕合奉存候、付而は自今以後御法度之儀は不及申、万端不相応之儀堅相守、農業專出精可仕候、万一何方より有之筋風聞ニ而も御座候ハ、其

節今般之儀ニ御立戻り、急度御吟味被 仰付可被下候、為後日証
文仍而如件

佐兵衛

国藏

弥兵衛

太郎兵衛

宮治郎

久米治

八右衛門

加兵衛

源左衛門

喜代治

松助

○御達申上候御事(当申年年貢米御藏納につき)(二六―一)

御達申上候御事

各務郡

鵜沼村

一米九百三拾八石

内三拾貳石 粉納之分

右は当申年御年貢米御藏納仕候付、追々ニ船積差下シ申候、仍之
御達申上候

但 右之内御居米納之儀御願申上候付、願之通

相済候得ハ右石数相減申候

此段御断申上候

右村

申 十一月 庄屋 桜井岡右衛門

水野篤助様

御陣屋

○乍恐奉願上候御事(当村小百姓犬山にて米麦買求るにつき)

(二六―二)

乍恐奉願上候御事

一当村小百姓之内、喰物払底之者共ハ只今迄犬山ニ而買調米候処、
先達而より嚴敷出穀御差留ニ付相調候儀差支、甚以迷惑仕候、右
小百姓共之内、御伝馬役人足等ニ罷出候者共ハ、日々相稼候賃錢
を以喰物相調候もの多分御座候処、犬山ならてハ抱寄ニ米麦等買
求候場所も無御座候処、右之通必至ニ差支迷惑仕候、乍左小前之
内ニハ無余儀御年貢米ニ手を附候も難計と、此段私共ニおゐては
甚心配仕候、付而ハ恐多キ御願ニハ御座候へ共、犬山町米屋喜兵
衛、岩村屋清六、岩本屋和七所ニおゐて、米、麦、雜穀共に買仕、
木曾川渡切横越之儀共 御免被成下候様仕度、左候ハ、御締筋之
儀ハ私共印鑑相渡、右三人之方え打越候ハ、売払呉候様仕度、此
段奉願上候、右願之通御聞濟被下置候ハ、難有仕合奉存候、以
上

申十月

鵜沼村庄屋

国 (定市民物)

水野

○乍恐御達奉申上候御事（合戸池の溺死体につき）
（二六一—一三）

おそれながらおたつしもうしあげたてまつりておんこと
乍恐御達奉申上候御事

当村扣字合戸池と申所ニ、何方之者共不相分乞食体之男壹人溺死
仕罷在候旨村方之者申届候付、仍之不敢御達奉申上候、以上

申九月八日

鶴沼村庄屋

桜井岡右衛門^印

水野篤助様

御陣屋

○乍恐御願奉申上候御事（困窮のため当暮二百両拝借いたしたき
につき）（二六一—一四）

乍恐御願奉申上候御事

鶴沼村西町組

一村未進金百拾貳兩貳分ト銀五匁六分

銘々未進

一金貳百八拾兩三分ト銀拾貳匁五分

一同百三拾八兩余

去ル巳年焼失人別
役印他借之分

ノ五百三拾壹兩貳分ト銀三匁壹分

右は当村之儀、天明五巳年より天保三辰年迄、都合四度焼失仕、
家居取立候方便も無之処、御上様より御拝借御手当被下置候ニ付、
并宿方役印ニ而他借仕、其上頼母子講等取建遣シ、漸々家居取立
候得共、下夕地困窮之者共ニ御座候間、雑作并道具等未夕得相求

不申、御用御通行ハ勿論、御大名様方御泊り之節、御指支ニ相成
申候、尤当村之儀は人少ニ付、御高相続も不行届候ニ付、多分出
作え内輪おゐて損米相立、控置候訳ヶ合ニて、別段買米等多く相
成候ニ付、前頭奉申上候御未進金利息、并役印他借之分、返済方
不行届甚以迷惑仕、御時節柄奉申上候も奉恐入候得共、当暮金貳
百兩無利拾ヶ年賦御拝借被下置候様、只簡奉願上候、左候得は御
蔭を以夫々利払等仕、他借之分返済為仕申度候、何卒厚御隣愍を
以御聞濟被下置候ハ、重々難有仕合可奉存候、以上

未

十一月

年寄

桜井岡右衛門

組頭兼

坂井銀右衛門

水野篤助様

御陣屋

右兩人之者より御願奉申上候通相違無御座、存外大借ニ相成歎ヶ
ハ敷次第ニ奉存候間、何卒御慈悲之御勘弁を以御拝借御聞濟被下
置候ハ、私共おゐて重々難有仕合可奉存候、以上

庄屋

国定市兵衛

○乍恐奉願上候御事（近来中山道通行薄一同難渋につき）

（二六一一五）

乍恐奉願上候御事

近来中山道筋御大名様始、諸御家中様方年々御通行薄く相成候ニ付、宿々茶屋、旅籠屋、其外人馬稼ニ而渡世仕候者共迄も一同難渋仕、年々困窮及、迷惑仕候ニ付、去年已未より西筋加納宿より守山宿迄、東筋馬込宿始、武州板橋宿迄、東西宿々より御通行願道中御奉行所様え出願可仕段、追々以廻文宿々請行有之掛命及置候処、今般東筋宿々組合毎ニ相談取極、当月中二道中御奉行所様へ中山道宿々惣代として江戸近辺宿々より出願可仕趣、此節以廻文宿々へ一同誘引有之候間、当組合宿々昨日より打寄、夫々談判仕候処、右様之御願御願外宿えまかせ出願仕候而も、不都合之事ニも奉察候間、乍恐御分宿々之儀当組合九ヶ宿并木曾谷十一ヶ宿とも恐多ク御願ニ御座候得共、何卒今般御通行衆出願之義江戸表御城附え御達ニ被成下道中御奉行所様え御指出被成下候様仕度御達させニ被成下候様奉願上候、東筋宿々え相願、出府為致候而も、後日入用等兼多分相掛ケ候而ハ困窮之宿々迷惑仕候間、当組合并木曾谷十一ヶ宿共前頭奉願上候通、御達シさせニ被成下候様、重々奉願上候、願之通御聞濟被下置候て□々江戸表え指出候、願書相認出願仕度奉願上候、困窮之宿々御助と被為思召諷様奉願上候、仍之、今般道中御奉行所へ打出候願書相添奉願上候、願之通御聞濟被下置候ハ、一同難有仕合可奉存候、以上

鶴沼宿問屋

桜井岡右衛門

太田宿問屋

福田儀三郎

伏見宿問屋

加納市右衛門

御嶽宿問屋

磯部弥左衛門

細久手宿問屋

酒井吉右衛門

大湫宿問屋

深之市郎兵衛

大井宿問屋

林半右衛門

中津川宿問屋

森孫右衛門

落合宿問屋

坂田弥左衛門

水野篤助様

御陣屋

○乍恐奉願上候御事(当村百姓連々困窮難渋につき)

(二六一一六)

乍恐奉願上候御事

一当村百姓連々困窮仕禿百姓追々出来、散田相増、弁米多分相立、甚以難渋至極ニ付、追々奉御歎候通困窮ニ随ひ、御田地作廻り并ニ肥等も難行届、山間等ハ荒地も多出来、諸立毛段々立劣り

旁以內論必至之困窮仕詰、甚以難渋之次第ニ御座候、此上御定免ニ而ハ難相勤哉と奉存、先達而も奉願上候義、奉恐入候得共、散田地所年々御檢見為遊、御不同免ニ被仰付被下置候様、再応募願上候、且東町組之儀ハ、去冬御年貢初メ、諸御上納物差支難渋仕候ニ付、当分御拝借之儀奉願上置候、右組之儀ハ必至と困窮差迫り難渋之次第ニ御座候間、急速御聞濟被下置候様、是又奉願上候、猶又、前頭奉願上候御不同免之儀ハ、外組々も散田高多弁米多分相立、旁惣百姓一同困窮差迫り候儀ニ付、東町組散田而已御不同免等ニ御聞濟相成候而ハ、其外組々之儀一同承知不仕候儀ニ御座候間、恐多ク御願ニ御座候得共、東町組之儀ハ先達取調奉書上置候、去未年御年貢勘定立不足人別之者共え、御手当御拝借速御貸渡被成下、散田御救不同免御用捨筋も相叶候御儀ニ御座候得ハ、此段ハ当村一同御用捨筋ならてハ村方一統内得^⑧不仕候儀ニ御座候間、恐多御願ニ御座候得共、御取調之上散田御救不同免年々御見分之上、多少ニ不依御米引米ニ相成候分、内論別紙奉書上候、村々散田高ニ割賦仕、村々え引請相渡候得ハ、東町組始其外村々一統内得^⑧之儀ニ御座候間、何卒当村散田之分御見分被成下候而、御用捨筋相叶候へハ、当村散田高一統相ゆるみ候様、厚ク御勘弁被成下候様奉願上候、乍恐東町組計散田相統方御用捨筋御聞濟ニ相成候而ハ、外村々難渋申立候儀ハ眼前ニ奉申候間、何卒散田不同免御用捨筋之儀ハ、当村一同之御取計被成下候様奉願上候、勿論此段ハ当春より東町組諸役人始、其外村々諸役人、頭百姓共追々会合仕、談判仕候処、何分前頭御願奉申上候通不被成下候而ハ、一同内得^⑧難行届儀ニ御座候間、乍恐此段御賢察被成下、右願之通御用捨筋御聞濟被下置候得は、追々散田起返御高相統出情為^⑧致度儀ニ奉存

聞濟被成下置候而は、外組々難涉申立之儀ハ眼前ニ奉存候間、何卒一統ニ御憐考不被置候而ハ、相治り不申儀ニ御座候間、各別之御慈悲を以前顕之趣御賢察被成下置、右願之通御聞濟被成下置候得は、追々散田起返り御高相統方出精為仕可申と、一同難有仕合可奉存候、以上

鶴沼村

百姓惣代

申三月

平 八

同

八百七

同

善九郎

同

太兵衛

与頭

治右衛門

同

万 七

同

孫左衛門

与頭

坂井銀右衛門

庄屋仕埋

安右衛門

庄屋

国定市兵衛

水野篤助様

御陣屋

同

桜井岡右衛門

○当申年より宗門帳奥書御案文写 (二六一一九)

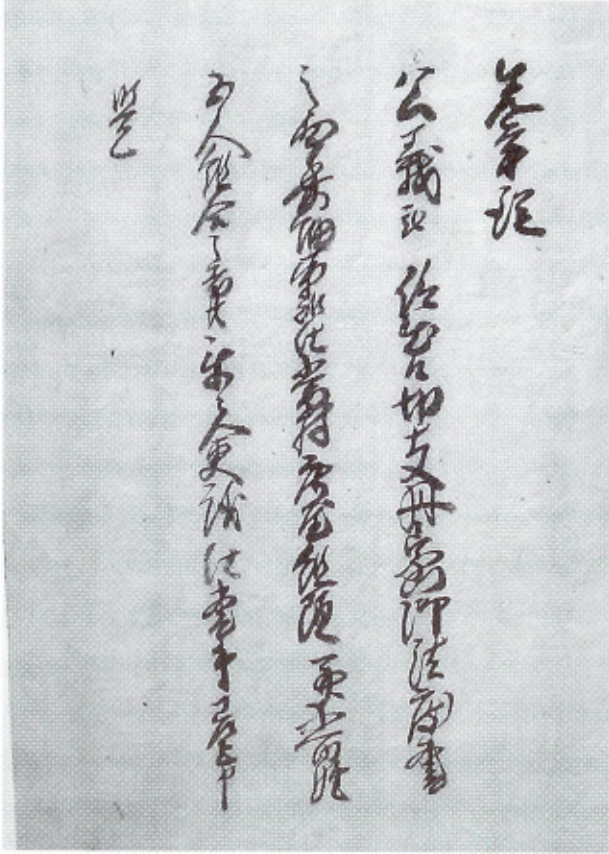
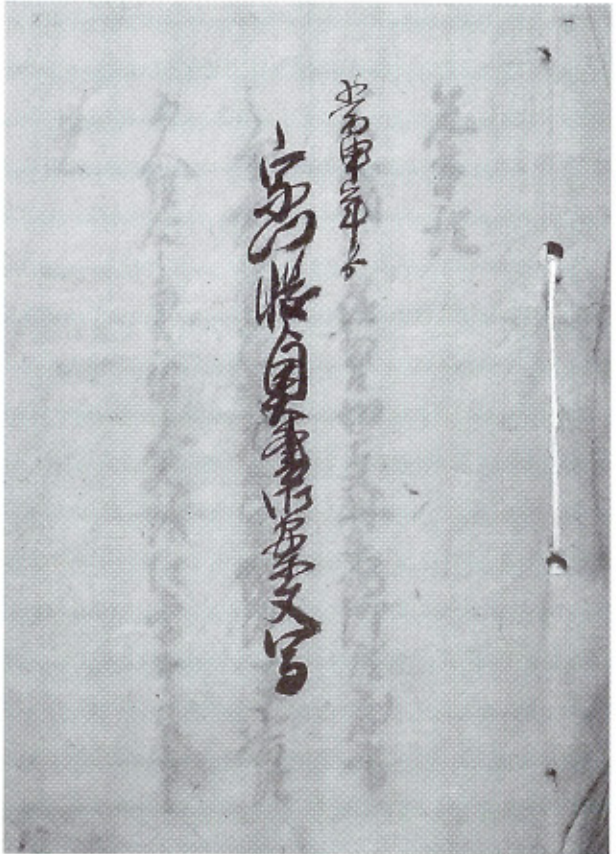
〔宗門帳〕
当申年より

宗門帳奥書御案文写

先年從 公義被 仰出候切支丹宗門御法度書之面委細承知仕、当村庄屋組頭并小百姓五人組合之者共互ニ僉議仕、書付差上申候、以上

差上申一札之事

一切支丹宗門之儀、年々御改置被成候得共、弥以堅御制禁之旨被仰聞、当村百姓男女下々ニ至迄致吟味、宗門相改、五人組を極連判仕、旦那寺之判形取、指上申候、親類縁者之儀ハ先年より帳面ニ書上申候通、相違無御座候、惣而は何卒帳面ニ相替儀御座候者共は、其趣書付を以申上候、自今以後五人組として互ニ常々無油断吟味仕、不審成者御座候ハ、早速御注進可申上候、若脇より切支丹宗門之者有之由訴人御座候ハ、五人組中曲事可被仰付候、自然宗旨を替申候者御座候ハ、御断申上、手形取直シ、差上可申候、五人組之内、他所より女房を呼、養子を仕候歟、下男下女召抱候ハ、其親類を致吟味宗門相改寺手形を取、御改可申上候、勿論他所より参り候者男女ニよらず不審成者一円置申間敷候、為後日連判仍而如件



年号支月

五人組合

何之誰殿

差上申一札之事

一切支丹宗門之儀、年々御改置被成候得共、弥以堅御制禁之旨被仰聞、当村惣百姓男女宗門御改被成候付、自分妻子并掛り人、下人、下女之儀ハ不及申上、惣百姓、商人、諸職人、下男、下女、借家之者并社家、沙門、神子、比丘尼、瞽女、座頭、寺方之沙弥、被官等、此外諸勸進仕渡世を送り候者共、委細吟味仕宗門相改、他所ニ罷在候諸親類迄不残致僉議、五人組を極、面々旦那寺之判形取差上、自分一札ニ而御改之分ハ夫々当人々々より一札差上申候、尤毎年老度宛御改之外ニも□□四ヶ条、五ヶ条、七ヶ条之書付張置、常々無油断相改百姓中え読聞せ、於村中念仏講題目講ニ事寄せ、密後生物語抔仕、常々之宗門ニ替り御宗門取扱不審成者御座候ハ、早速御注進可申上候、当村ニ切支丹宗門之者有之由訴人御座候ハ、庄屋、組頭并五人組曲事ニ可被仰付候、自然百姓中ニ宗旨を替申度と申者御座候ハ、御改申上、寺手形を取直シ差上可申候、他所より女房を呼、養子仕候敷、下男、下女召抱候敷、其外不依何者ニ他所より参、当村ニ住居仕度と申者御座候ハ、其親類致吟味宗門相改、寺手形を取御改申上、重而清帳ニ書入可申候、今般御改ニ洩候者五人組ニ外レ候者壹人も無御座候、勿論他所より参り候男女不

慥者一円置申間敷候、為後日庄屋、組頭連判仍而如件

何郡何村

庄屋

年号支月

誰印

組頭

誰印

何之誰殿

差上申一札之事

一切支丹宗門御改ニ付、何郡何村惣百姓中男女共旦那之分致吟味、
従先年手形差出候得共、弥以今度堅御改ニ付僉議仕候処、疑敷
者無御座候付、五人組之帳面ニ銘々旦那之分判形仕候、若右之
内切支丹宗門之者有之由訴人御座候ハ、右判形仕候寺々之住
持越度可被 仰付候、只今迄之旦那之内ニ宗旨を替申者御座候
歟、又は常々執行等怪敷者御座候ハ、早速御改可申達候、為
後日連判手形仍而如件

何郡何村何寺院末

年号支月

下

何郡何村何宗

何寺

旦那何人

一円給知村々惣庄屋一札案

○差上申一札之事

一切支丹宗門之議弥以堅御制禁之旨被 仰聞、書付之儀一円御給
知ニ付惣百姓男女宗門之儀別紙写之通、御地頭所え御改相濟申
候、尤右御改ニ洩候者五人組ニ外レ候者老人も無御座候、勿論
他所より参り候男女、不慥者一円置申間敷候、為後日仍而如件

何郡何村

年号支月

庄屋

誰印

何之誰殿

別紙触書之趣夫々可申通辞事

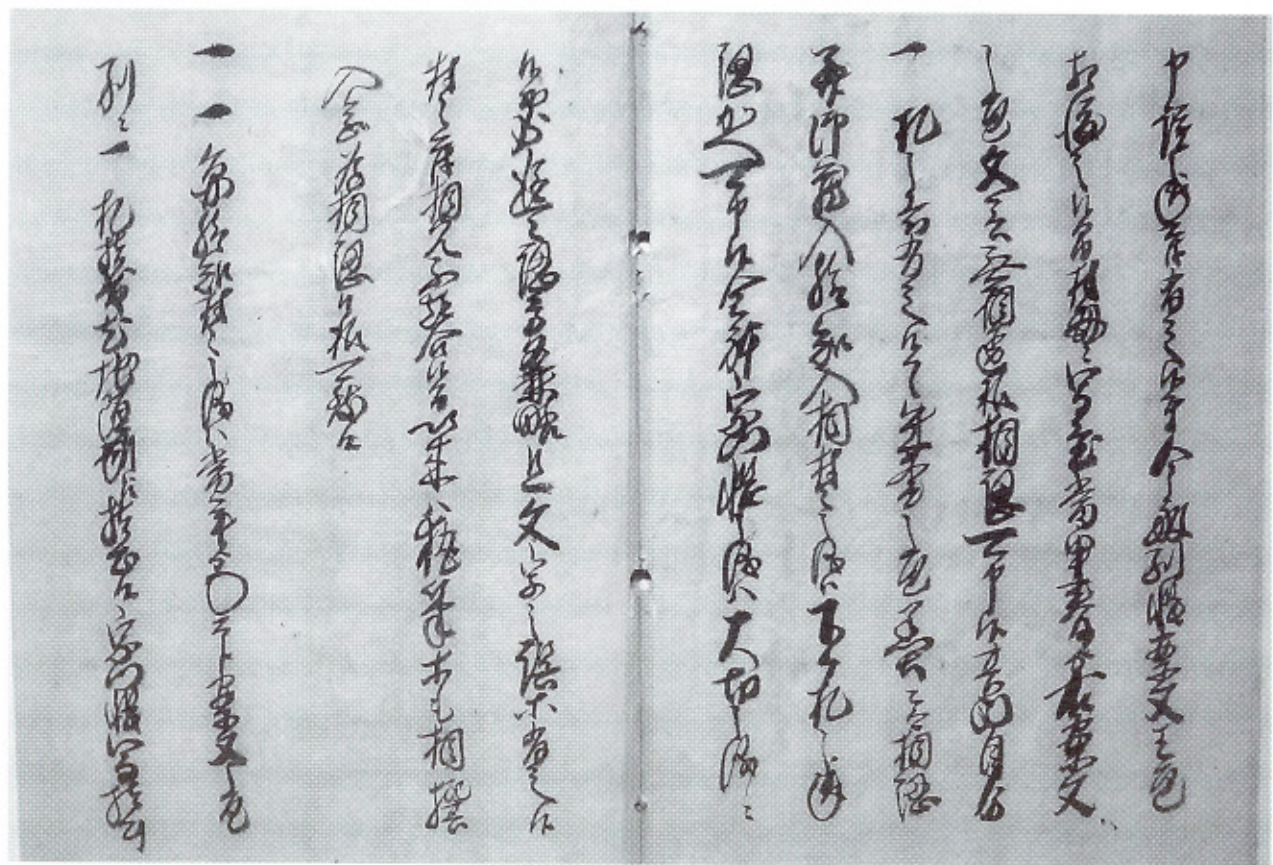
正月廿日

太田陣屋

村々御藏入百姓宗門帳、卯末文言認方之儀是迄区々ニ相見、且去
年御勘定奉行衆より申談趣も有之候付、今般別帳案文尙通相渡之
候間、村毎ニ写置、当申春より右案文之通文言無相違様相認可申
候、其内自分一札之者有之候ハ、朱書之通墨ニ而相認并御藏入
給知入相村々之儀ハ、下ヶ札之趣認かへ可申候、全体宗門帳之儀
ハ大切之儀ニ候処、追々認方そのやく略、且又字之誤等有之候村々も相
見、不都合候間、以来ハ執筆等も相撰入念為相認候様可然候
一一円給知村々之儀ハ、当年より○印案文之通別ニ一札指出、尤
地頭所え指出候宗門帳写指出候儀は是迄之通相心得可申候、付
而ハ右村々之儀ハ○印案文計写取可申候

右趣相触候間、承知上村下ニ印形いたし、廻し先村え相廻し納

何之誰殿



所より太田陣屋へ可返候、以上

正月廿日

水 篤助

別紙村々庄屋

右正月廿二日附、五ツ半時勝山村より引取草々

右枝村々□□□ 金 文右衛門

○覚（鶴沼村西組田畑年貢等につき）（二六一二一）

覚

鶴沼村

一高七百八拾式石四斗三升七合

西町組

内 式石七斗四升六合

証文引

七石式斗九升七合

前々引

残高七百七拾式石三斗九升四合

出米 式百三拾壹石五升四合

高二式^⑨ツ九分五厘三毛

右内訳

田高 三百九拾四石六斗四升壹合

内 三石壹都九升五合 畝引

是八年々村方ニ而引高二相成居候分

残高三百九拾壹石四斗四升六合

出米 百六拾八石三斗式升式合 高二四^⑨ツ三分

畑高 三百八拾七石七斗九升六合

内 壹石四斗壹升壹合 畝引

是八年々村方ニ而引高ニ相成居候分

残高三百八拾六石三斗八升五合

出米 七拾壹石九斗五合

高老〇ツ八分四厘

外ニ

米 八石九斗六升貳合

三升口七合物

米 拾四石七斗六升七合

山御年貢

米 貳拾貳石五斗三升五合

三役銀

石ニ貳升八合八勺

米 拾貳石貳升

麦成金 □

百 □

米 八拾貳石五斗六升五合

村下用

五年 □

老〇ツ六厘

散田高五拾五石三斗余

米 拾三石五斗六升五合

散田弁米

百五拾四石四斗四升〇拾壹合

合米 三百九拾三石八斗貳升〇六合

田畑ならし高

五〇ツ壹分

一家数 六拾軒

農茶稼

一人數 七拾六人

寛政年中より天保年中迄

一絶家数七拾五軒

外ニ

一金六拾貳兩三分ト

銀九匁六分八厘

一金貳百拾老兩余

一金四拾兩

是ハ拾年賦返済分

三口

〃

村未進分

銘々者之

未進金分

講金

借用分

〇乍恐御達申上候御事 (犬山太三郎方に盜賊忍入るにつき)
(二六一一七)

乍恐御達申上候御事

先年より用來候女向

但

一あわ嶋 胴着在之

嶋縮緬ちりめんニ而肩切替

女向

裏もミ

一紬綿入

老〇ツ

但 深川鼠かしのほ梶葉紋付

同

裏もミ

一黒くろ縞じょう子

帶老筋

男向

但

一御納戸

紬拾羽織老

先年より用來り候

但 紋菱梶葉三所付

先年より用來り候

但 裏鼠かじ海氣

一腰巻 老筋 緋縮緬

同断 但

一しゆはん 老 板ノ縮緬

但

一あわ嶋女帯 老筋 片かわ紫紬

一鏡 式面 但、八寸表一面ハ

玉桂之模様、一面ハ

から草

○乍恐御達奉申上候御事（古市場組源兵衛方に盜賊忍入るにつき）

（二六一二二）

乍恐御達奉申上候御事

一金三両 南鐮式分計

内 式朱金老分計

老朱金銀式両老分計

一錢六貫文計

右ハはら錢ニ而籠え入置

一米札三匁 老枚

一蓆入かな物 但シ銀 八品

内

くさり 老尺五寸計り

前かなご 老ッ

鉤りかん 五ッ

くさり附鉤りかん 老ッ

一はた打違老筋 但シ紅縮緬

右御達申上候通相調候処相違無御座候、奥印仕候、

右村庄屋

市郎兵衛

申四月

同断

孫九郎

是ハ当村清助犬山太三郎方ニ而申三月廿六日

盜取候様子ニ御座候

右は当月廿二日夜、当村古市場組源兵衛と申者え盜賊忍入、前頭

之品々盜取申候旨申出候ニ付、忍入候様子吟味仕候処、右源兵衛

元來独身ニ而、常々商内仕候者ニ御座候処、金子并ニ米札打違か

一 葎入りあは 但し限 八本

カキコウ 三言人守りヤウ

前カキコウ 三ツ

湯ウツン あり

とさう 湯ウツン

一 才々 打 遠 三言 御 但し限 八本

右、南村甚平及高村右衛門遠藤彦吉

十名に盗賊忠入前形、未だ盗取中なる

中、出川守忠入、板子吹信仕、板子信忠

元来、獨身と云々、高村は、未だ盗取

今、子兼、若丸、打遠、かなも、抱丸、一祈、箱、

川、お、入、表、所、は、盗、取、の、由、を、お、し、ら、せ、

左、の、所、を、お、し、ら、せ、入、先、も、表、所、は、盗、

な物共一所二箱之引出え入、台所ニ差置、錢も売物ニ而取揚はら

錢ニ而かごえ入、是も台所ニ差置、其夜無余儀用事有之候付、五

ツ半時頃戸口く能く表口ニ錠前おろし置、他え罷越、同夜四ツ

時過頃帰り候得共、一向心附不申伏せり、翌朝見出候処、表側壹

尺計壁切破り忍入、前頭之品盜持出シ、かこ并ニ引出ハ壹丁計も

脇畑中ニ捨置、中ニ有之候品々盜取、逃去候儀と相見え申候付、

盜賊行衛所々吟味仕候得共、一切相知レ不申、仍之御達申上候、

已上

申 鶴沼村 庄屋 国定市兵衛

正月 水野篤助様 御陣屋

○乍恐奉願上候御事 (実子無きにつき高田村甚太郎倅平吉と養子

縁組願い) (二六―三三)

乍恐奉願上候御事

私義、実子無御座候ニ付、安藤对馬守様御領分、濃州厚見郡高田

村甚太郎倅平吉と申者、当申年式拾九歳、右者私母方え附直親之

者ニ御座候ニ付、養子仕度奉願上候、尤右村方より其筋御出張

御役所え御願申上候処、太田御陣屋相濟候ハ、勝手次第第二可仕

旨被仰渡候由ニ御座候、勿論親類村中納得上、何方ニも少も故障

無御座候間、願之通被仰付被下置候様奉願上候、以上

申

二月

鵜沼村

柳 蔵

水野篤助様

御陣屋

右柳蔵御願申上候通相違無御座候、已後申分無之様三通物為取替置可申候間、願之通□□候得は被下置□此旨奉願上候、以上

申

二月

右村

庄屋

桜井岡右衛門

○乍恐奉願上候御事（入齒細工所の看板出置きたきにつき）

（二六一二四）

乍恐奉願上候御事

私儀持高五石目余相拓、御百姓相続仕来り申候処、近来病身ニ相成、耕作働方難行届候付、内職ニ入齒細工仕来り候処、追々流行仕、他所他村よりも尋参り候儀ニ付、此上手広ニ細工仕度、左候得ハ渡世之一助ニも相成申候儀ニ御座候、付而ハ向後居宅に□雛形之通入齒細工所と看板出置申度、此段不願恐奉願上候、何卒願之通御聞濟被下置候ハ、渡世筋も出来可申と難有仕合奉存候間、御聞濟被下置候様只管奉願上候、以上

巳

鵜沼村

三月

蜂蔵

水野篤助様

御陣屋

右蜂蔵御願申上候通相違無御座候、尤内輪故障之筋無御座候間、願之通御聞濟被成下候儀、私方ニおるても奉願上候、以上

巳

三月

鵜沼村

庄屋惣代

桜井岡右衛門

○乍恐御達奉申上候御事（鵜沼宿年寄山田孫左衛門掛川宿にて病死につき）（二六一二五）

乍恐御達奉申上候御事

鵜沼村

年寄

山田孫左衛門

右之者、先達而人馬賃銭割増願儀御聞濟之上、三月十日出立、東海道罷下候処、当三月十四日、東海道金谷宿迄相越候処、大井川出水、人馬共通路難相越候由ニ付、右宿ニ而逗留仕居候内、孫左衛門病氣指起候付、右宿ニ而早速医師に茂段々服薬相用、介抱仕候処、病体余程六ヶ敷体之由医師申聞候、然ル所三月廿日朝、川明キ候ニ付外三ヶ宿ハ右宿出立、出岸仕、当宿伝兵衛孫左衛門ニ指添、三月廿日東海道欠川宿江相越候処、追々病氣相重ク候体ニ相成候ニ付、同宿池田屋勘蔵と申旅籠ニ止宿仕、尚亦右所ニ而茂問屋場へ相頼、太田備中守様御医師御頼、早速診察被成候処、至而病氣六ヶ敷趣被仰聞候へ共、御葉ハ頂戴、早速服薬相用ひ、段々介抱致候へ共、養生不相叶当三月廿二日朝五ツ半時頃病死致候ニ

付、其段宿池田屋勘藏問屋場へ相達候処、早速問屋年寄衆立会、右病死之始末御支配御役場へ御達御座候処、尾州様御領分問屋年寄役之儀ニ付、檢使等ニハ及不申候間、宿方問屋年寄ハ不及申、其外役人共不残立入、死骸取置方等入念世話いたし番所遣候趣御下知ニ付、宿役人中ニ相頼、同所禪宗徳雲寺境内之内ニ死骸葬候節取纏、俾林右衛門至迄見合置候処

三月廿四日、俾林右衛門右宿至上、右葬式取付候由、林右衛門婦村之上申聞候、勿論右葬式之節茂宿役人中ハ不残、旅籠屋之衆中、町内三拾軒程茂不残罷出、野辺送等迄相勤呉候由、林右衛門申聞候、其外万事叮嚀至而丁寧ニ御取計ニ預り候由申聞候、仍之此段以書付、御達奉申上候、以上

巳四月

右宿問屋

桜井岡右衛門

年寄

水野篤助様

坂井銀右衛門

御陣屋

桜井家文書の中の赤報隊史料について

今度
王政御復古に相成御政事向
御所様にて御取扱
遊ばされ候間此段相心得
申べき事

一 御所様の御沙汰に背き候
もの共
御征伐として

官軍御発向に相成候へとも
百姓町人共は更に心配に及はす
安堵致し各職業怠たらず
相勤め申べく候事

一 官軍御発向に付其混雜に
まざれ兵士あるひは賊徒
官軍と偽り威勢を以て
百姓町人の家に立入り或ひは
推借り又は乱暴等致し候者
これ有る哉も計りかたき候間
右等の者あらば取押置
御本陣え訴出べき事

一 徳川慶喜儀
御所様の 仰にそむき
朝敵となり候上は是迄の
支配地残らず御召上に相成候
尤百姓町人共慶喜の不仁に
依り定めて難決致し候もの
少なからずと被
思召当年の御年貢半減に
成し下され候間

御所様の御仁徳に服し
奉り勤
王の道厚く相心得日々家業を
営み申べく候私領の者たり共
若し難決のものこれ有候はば申出
べく御救ひ成下され候事

官軍赤報隊 執事
慶応四年戊辰
正月

の際、相楽らは新政府に対
し、東山道の先鋒を行いた
いととして、「東山道鎮撫使
ニ属スヘ」き旨の歎願をし
ているが、京都の新政府か
らは帰洛命令が出されてい
た。二十五日に鶴沼に到着
した綾小路卿は、既に鶴沼
を出立していた相楽にこの
命令を伝えた。そして綾小
路卿のもとにあった二・三
番隊は京都に引き返して行っ
たが、相楽らの一番隊は帰
洛命令に従わず、更に東山
道を進軍して行った。この
時の赤報隊の一番隊のこと
を、「官軍先鋒嚮導隊」と
もいう。

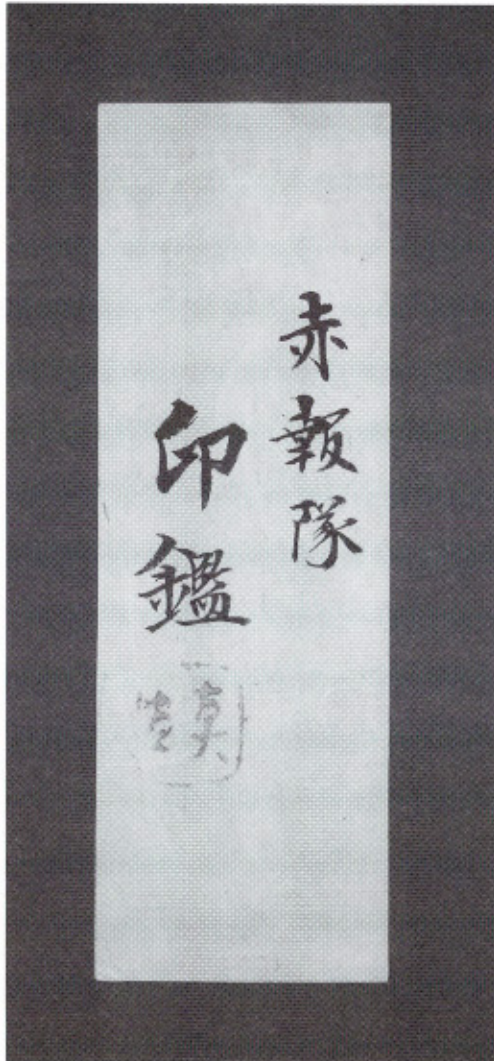
統制を乱し無頼同様の所業をした「偽官軍」であるとして、隊士
をつぎつぎに捕らえていった。三月三日、相楽総三ら幹部八人は、
下諏訪においてついに斬首されてしまった。

一方の綾小路隊は、小牧・名古屋を経て桑名に至り、そこで東
海道鎮撫總督橋本実梁はしもとさねあやに謁見した。二月五日には帰洛し、その後
綾小路が海軍先鋒に任じられたことにより、赤報隊は事実上解隊
となったのであった。

さて、桜井家文書の「慶応四戊辰年正月官軍赤報隊布告」は、
王政復古の前文と、民心安堵・偽官軍の取り押え・年貢半減の三
か条からなる布告で、半分に裁断した奉書紙に墨書されている。
『関ヶ原町史・史料編』^二所収の布告写しには、「奉書半切二而」
と添書きがあることから、桜井家文書のこの布告は、まさしく赤
報隊が残していったものと考えられる。関ヶ原宿や加納宿では、
本陣の門前に制札が掲げられた。紙に書かれた布告と木製の制札
では、文言や文章に多少の違いが見られるが、内容は同じもので
ある。赤報隊は官軍の先鋒隊として、紙に書いた布告と木製の制
札と二通りのものを用いて、官軍からの布達を行っていたと考え
られる。前述のとおり、加納で京都への帰還命令を受けた綾小路
隊は既に帰洛を決めていたので、鶴沼に布告をしていったのは相
楽隊であったと考えてよいであろう。

一方、「赤報隊印鑑」は、短冊形の和紙に、「赤報隊」「印鑑」
の文字が二行に書かれ、その下に「鎮」と読める朱印が押されて
いる。「鎮」は、「鎮撫先鋒」の意味であろう。「印鑑」とは、押
印文書の真否を判別するため、予め書状の送付先に届けておく印
影のことである。しかし赤報隊の「印鑑」の現存史料は本史料が
唯一で、この印が押された史料も、今のところ確認できていない。

そのため、隊の中の誰が印を管理し、どのような文書に用いたのか判然としていないのである。ただ『橋本実梁陣中日記』所収の「伊藤為迪雜記」に、帰洛命令に従った綾小路が肥後藩へ印鑑を手渡したとする記録が見える（慶応四年一月二十九日）。その印影が桜井家文書のこの「赤報隊印鑑」と同じものであったと仮定するなら、赤報隊の印は綾小路隊が管理するところのものであり、彼らが鶴沼宿に印鑑を残していたということができようであろう。



史料寸法154×51mm

史料読下し文

○恐れ乍ら願ひ上げ奉り候御（加納宿助郷村々御繰り合わせにつ
き）(11)

恐れ乍ら願ひ上げ奉り候御事

今般加納宿助郷村々御繰り合わせに相なり候趣にて、別紙の通り
当宿助郷村々より願ひ出で申し候につき、相訂し申し候ところ、
右御繰り替え御指し村之内、寛永年中迄当宿定助郷相勤め、享保
二酉年より休年相なり候えども、当宿大御通行之節々、別紙村々
にて人馬雇い立て、その上も人馬不足之分は、御領主様へ御願ひ
申し上げ、加え人馬下し置かれ、御用相勤め来たり候ところ、こ
の度それぞれ加納宿助郷へ御組み込みに相なり候ては、この上大
御通行の節雇い立て候方便も御座なく、甚だもって迷惑難渋仕り
候趣申し立て、右はこれ迄相勤め来たり候定助郷村々も追々困窮
仕り、詰め人馬等も自然と相減り、実々もって難渋の始末、段々
相歎き余儀なき次第に御座候、ついでには恐れ多き御願には御座候
えども、何卒この段御勘弁成し下し置かれ、別紙村々へ御繰り替
えの儀御除き成し下され候様、宿方においても只管願ひ上げ奉り候、
尤もこれ迄も右村々当宿助郷へ御指し加えの儀、追々道中御奉行
様へ出願仕り候儀も御座候由に候えども、取り揚げも御座なく、
追って御沙汰御座候趣にて、帰村仕り候旨をも相歎き申し候、こ
れにより、助郷村々よりの願書相添え、恐れをも顧みず願ひ上げ
奉り候、願の通り御聞濟み下し置かれ候はば、宿助郷とも一統有
り難き仕合に存じ奉るべく候、以上

尾州御領

中山道鶴沼宿

天保五年午十月

年寄

坂井銀右衛門^印
問屋

桜井岡右衛門^印

飯原芳蔵様

木村忠蔵様

○恐れ乍ら再願奉り候御事（犬山表犬飼藤九郎方より夫食手当買
請につき）(二六一五)

恐れ乍ら再願奉り候御事

一米五拾石

一麦百石

一大豆五拾石

一稗五拾石

一粟五拾石

右は先だつて御願ひ申し上げ置き候犬山表犬飼藤九郎方にて、前
頭の穀数買ひ請け候筈に引き合ひ置き、当春より宿村飯料手当に
困ひ申し度き候につき、去る十一月願ひ上げ奉り候ところ、今に
おいて御下知も下し置かれず、この節茶屋・旅籠屋とも飯料払底
につき、右の内少々御買ひ請け、引取申し度く願ひ上げ奉り候、
何卒早速御買ひ濟み下し置かれ候はば、ありがたき仕合に存じ奉
り候、先だつても申し上げ奉り候通り、一時に引取候儀は行き届
き難く候間、この段厚く御勘考成し下され、急々引取方御聞濟
み下され候様願ひ上げ奉り候

酉正月二十五日

鶴沼村庄屋

桜井岡右衛門

水野篤助様
御陣屋

○恐れ乍ら御達し申し上げ候御事（家一軒消失につき）（二六―七）

恐れ乍ら御達し申し上げ候御事

鵜沼村

小伊木組

一萱葺き家一軒 但し 間口四間

吉岡周石

梁二間半

右は朝、夜明け頃出火仕り候にて、早速村中組に火防ぎ申し候えども、なかなか手に及び申さず焼失仕り候、尤も出火の様子吟味仕り候ところ、昨八日暮れ方に灰を取り箕に入れ、藪の中に捨て置き候ところ、定□火残り居り候哉、右灰より吹□候様子相見え、外に怪しき儀御座なく候、これにより御通達申し上げ候、以上

右村組頭

申正月九日

兵三郎

庄屋

桜井岡右衛門

水野篤助様
御陣屋

○一札（年貢米取調につき）（二六―八）

一札

去る十月二十八日夜、御年貢米御取調のところ、右御用も相わきまえず私ども東町佐兵衛方へ打ち寄せ罷り在り候につき、何角不正の儀にても交わり候哉の旨御調べ仰せつけられ恐れ入り奉り候、右は格別の年柄につき、御伝馬役勤めの者御手当筋御願い仕るべき旨相談仕り居り候儀に御座候えども、寄所悪しく且つ平生行作宜しからざる段御差当仰せ付けなされ、一言の申し訳も御座無く縮み入り奉り候、既に御上様へ御達しに相成り御役人様御出張成し下され、厳しく御糺し仰せ付けらるべくのところ、左様相成り申し候ては如何体難渋の程計り難く、迷惑至極仕り候、ついては親類ども并に五人組の者相頼り、段々御歎き御詫び申し上げ候ところ、御村方一同の御請書下され、御慈悲をもって急度相慎む儀に候はば、この度の儀はその筋御願い下げ成し下さるべく候旨仰せ聞かされ下され、重々有り難き仕合に存じ奉り候、ついては今より以後御法度の儀は申すに及ばず、万端不相応の儀堅く相守り、農業を専に、出精仕るべく候、万一何方よりこれある筋風聞にても御座候はば、その節今般の儀に御立ち戻り、急度御吟味仰せ付けられ下さるべく候、後日ため証文仍って件の如し

佐兵衛

国 藏

弥兵衛

太郎兵衛

宮治郎

久米治

八右衛門
加兵衛

源左衛門

喜代治

松助

水野

○恐れ乍ら御願い申し上げ奉り候御事（困窮のため当暮二百兩拝
借いたしたきひつき）（二六―一四）

○恐れ乍ら願い上げ奉り候御事（当村百姓犬山にて米麦買求るに

つき）（二六―一二）

恐れ乍ら願い上げ奉り候御事

一当村小百姓の内、食い物払底の者はただ今迄犬山にて買調ととのえ候儀差し支え、先だつてより厳しく出穀御差し留めにつき相調え候儀差し支え、甚だもつて迷惑仕り候、右小百姓どもの内、御伝馬役人足等に罷り出で候者どもは、日々相稼ぎ候賃錢をもつて食い物相調え候もの多分御座候ところ、犬山ならでは抱かかえ寄せに米麦等買い求め候場所も御座無く候ところ、右の通り必至に差し支え迷惑仕り候、左乍さなら小前こまへの内には余儀なく御年貢米に手を附け候儀も計り難くと、この段私どもにおいては甚だ心配仕り候、ついでには恐れ多き御願には御座候へども、犬山町米屋喜兵衛、岩村屋清六、岩本屋和七所において、米・麦・雑穀ともに買仕り、木曾川渡し切り横越えの儀とも御免成し下され候様仕り度く、左候はば御締まり筋の儀は私ども印鑑相渡し、右三人の方へ打ち越し候はば売り払い呉くれ候様仕り度く、この段願い上げ奉り候、右願いの通り御聞濟み下し置かれ候はば、有り難き仕合に存じ奉り候、以上

恐れ乍ら御願い申し上げ奉り候御事

鶴沼村西町組

一村未進金百十二兩二分ト銀五匁六分

銘々未進

一金二百八十兩三分ト銀十二匁五分

一同百三十八兩余

去る巳年焼失人別

役印他借の分

ノ五百三十一兩二分ト銀三匁一分

右は当村の儀、天明五巳年より天保三辰年迄、都合四度焼失仕り、家居取り立て候方便も之なきところ、御上様より御拝借御手下下し置かれ候につき、并に宿方役印にて他借仕り、その上頼母子講等取り建て遣わし、ようよう家居取り立て候えども、下地困窮の者どもに御座候間、雑作ならびに道具等いまだ相求め得申さず、御用御通行は勿論、御大名様方御泊まりの節、御さしつかえに相成り申し候、尤も当村の儀は人少なにつき、御高相続も不行き届き候につき、多分出作りへ内輪において損米相立て、控え置き候訳合ひにて、別段買米等多く相成り候につき、前願申し上げ奉り候御未進金利息、ならびに役印他借の分、返済方不行き届き候えども、当暮れ金二百兩無利十ヶ年賦御拝借下し置かれ候様、只管

申十月

鶴沼村庄屋

願ひ上げ奉り候、左候えば御蔭かげをもってそれぞれ利払い等仕り、他借の分返済仕らせ申し度く候、何卒厚き御憐愍れんぴんをもつて御聞濟み下し置かれ候はば、重々有り難き仕合に存じ奉るべく候、以上

未

問屋
庄屋兼

桜井岡右衛門

十一月

年寄

組頭兼

坂井銀右衛門

水野篤助様

御陣屋

右兩人の者より御願ひ申し上げ奉り候通り相違御座なく、存外大借に相成り、歎かわしき次第に存じ奉り候間、何卒御慈悲の御勘弁をもつて、御拝借御聞濟み下し置かれ候はば、私どもにおいて重々有り難き仕合に存じ奉るべく候、以上

庄屋

国定市兵衛

○恐れ乍ら願ひ上げ奉り候御事（近來中山道通行薄く一同難渋につき）（二六―一五）

恐れ乍ら願ひ上げ奉り候御事

近來中山道筋御大名様始め、諸御家中様方年々御通行薄く相成り候につき、宿々茶屋、旅籠屋、其の外人馬稼ぎにて渡世仕り候者ども迄も一同難渋仕り、年々困窮に及び、迷惑仕り候につき、去

年巳末より西筋加納宿より守山宿、東筋馬込まごめ（籠）宿始め、武州板橋宿迄、東西宿々より御通行願道中御奉行所様へ出願仕るべき段、追々廻文をもつて誘行これ有り候ところ、今般東筋宿々組合ごとに相談取り極め、当月中に道中御奉行所様へ中山道宿々惣代として江戸近辺宿々より出願仕るべき趣、この節廻文をもつて宿々へ一同誘引これ有り候間、当組合宿々昨日より打ち寄せ、それぞれ談判仕り候ところ、右様の御願外宿へまかせ出願仕り候ても、不都合の事にも察し奉り候間、恐れ乍ら御領分宿々の儀は九ヶ宿并に木曾谷十一ヶ宿とも恐れ多き御願ひに御座候えども、何卒今般御通行衆出願の義、御達しさせに成し下され候様願ひ上げ奉り候、東筋宿々へ相願ひ、出府致させ候ても、後日雑悲（費）等多分相掛ヶ候ては困窮の宿々迷惑仕り候間、当組合并に木曾谷十一ヶ宿共前願ひ上げ奉り候通り、御達しさせに成し下され候様、重々願ひ上げ奉り候、願ひの通り御聞濟み下し置かれ候様願ひ上げ奉り候、これに仍り、今般道中御奉行所へ打ち出し候願書相添え願ひ上げ奉り候、願ひの通り御聞濟み下し置かれ候はば、一同有り難き仕合に存じ奉り候、以上

鶴沼宿問屋

桜井岡右衛門

太田宿問屋

福田儀三郎

伏見宿問屋

加納市右衛門

御嵩宿問屋

磯部弥左衛門

細久手宿問屋

申四月

酒井吉右衛門

大湫宿問屋

深之市郎兵衛

大井宿問屋

林半右衛門

中津川宿問屋

森孫右衛門

落合宿問屋

坂田弥左衛門

水野篤助様

御陣屋

○恐れ乍ら願ひ上げ奉り候御事(当村百姓連々困窮難渋につき)

(二六一一六)

恐れ乍ら願ひ上げ奉り候御事

一当村百姓、連々困窮仕り、禿れ百姓追々出来、散田相増し、弁米多分相立ち、甚だもって難渋至極につき、追々御歎き奉り候通り困窮に随ひ、御田地作廻り并に抱え等も行き届き難く、山間等は荒れ地も多く出来、諸立毛段々立ち劣り旁もって内輪必至の困窮詰め、甚だもって難渋の次第に御座候、この上御定免にては相勤め難き哉と存じ奉り、先だっても願ひ上げ奉り候義、恐れ入り奉り候えども、散田地所年々御検見遊ばせ、御不同免に仰せ付けられ下し置かれ候様、再々願ひ上げ奉り候、且つ束町組の儀は、去る冬御年貢初め、諸御上納物差し支え難渋仕り候につき、当分御拝借の儀願ひ上げ置き奉り候、右組の儀は必至と困窮差し迫り、

難渋の次第に御座候間、急速に御聞濟み下し置かれ候様、これ又願ひ上げ奉り候、猶又、前頭願ひ上げ奉り候御不同免の儀は、外組々も散田高多く弁米多分相立て、旁惣百姓一同困窮差し迫り候儀につき、束町組散田のみ御不同免等に御聞濟み相成り候ては、其の外組々の儀、一同承知仕らず候儀に御座候間、恐れ多き御願に御座候えども、束町組の儀は先だつて取調書き上げ置き奉り候、去る末年御年貢勘定立不足人別の者どもへ、御手当御拝借速やかに御貸し渡し成し下され、散田御救い不同免御用捨筋も相叶い候御儀に御座候えば、この段は当村一同御用捨筋ならでは村方一統納得仕らず候儀に御座候間、恐れ多き御願に御座候えども、御取調の上、散田御救不同免、年々御見分の上、多少に依らず御米引米に相成り候分、内輪別紙書き上げ奉り候、村々散田高に割賦仕り、村々へ引き請け相渡し候えば、束町組始め其の外村々一統納得の儀に御座候間、何卒当村散田の分御見分成し下され候て、御用捨筋相叶い候えば、当村散田高一統相ゆるみ候様、厚く御勘弁成し下され候様願ひ上げ奉り候、恐れ乍ら束町組ばかり散田相続方御用捨筋御聞濟みに相成り候ては、外村々難渋申し立て候儀は眼前に申し奉り候間、何卒散田不同免御用捨筋の儀は、当村一同の御取り計らい成し下され候様願ひ上げ奉り候、勿論この段は当春より束町組諸役人始め、其の外村々諸役人、頭百姓共追々会合仕り、談判仕り候ところ、何分前頭願ひ申し上げ奉り候通り成し下されず候ては、一同納得行き届き難き儀に御座候間、恐れ乍らこの段御賢察成し下され、右願ひの通り御用捨筋御聞濟み下し置かれ候えば、追々散田起し返し御高相続出精致させ度き儀に存じ奉り候、願ひの通り御聞濟み下し置かれ候えば、惣百姓一統有り難く存じ奉り候、以上

鶴沼村

百姓惣代

申

平 八印

三月

同

八尾七印

同

善九郎印

同

太兵衛印

与頭くろがしら

治右衛門印

同

万 七印

同

孫左衛門印

与頭

坂井銀右衛門印

庄屋仕埋

安右衛門印

庄屋

国定市 兵衛印

水野篤助様

御陣屋

同

桜井岡右衛門印

○恐れ乍ら願ひ上げ奉り候御事(当村百姓連々困窮難渋につき)

(二六一一八)

恐れ乍ら願ひ上げ奉り候御事

当村御百姓、連々困窮仕り、禿れ百姓追々出来、随って散田の分
弁米多分相立ち、一同難渋仕り、就中東町組の儀は分けて強窮に
及び、既に去る冬に至り御年貢上納方必至に差し迫り、余儀なく
村役人一同申し合わせ、他借金をもってようよう御年貢御皆済は
仕り候えども、右返済筋の方便御座なきにつき、当分御拝借金な
らびに散田の分等御高相続の儀とも願ひ上げ奉り候御儀に御座候
ところ、右の外組々へさし響きの訳は御座なく候哉、全体大村の
儀につき東町組散田弁米の儀は実意をもつて申し合わせ、惣高の
内へ割合、助け合い如何様とも相続仕らせ候儀は相成る間敷哉と、
再応御利解仰せ渡され恐れ入り畏み奉り、それぞれ打ち寄せ種々
相談仕り候ところ、当村の儀大高には御座候えども、先々より組
み分けに相成り、御免状も段免に相成り居り、内輪において御年
貢を初め諸取り立て物組々にて取り計らい来たり候ところ、前頭
申し上げ奉り候通り、惣組中一同困窮仕り、何れも組々において
も禿れ百姓追々出来、散田高相増し、右の弁米等相続行き届き兼
ね候上、東町分散田割合引き受け相勤め候儀は迎も行き届き申さ
ず、そののみならず今度願ひ上げ奉り候通り、東町分散高相続筋
御慈悲をもって御用捨も下し置かれ候えば、村内かれこれ申し立
て候組々もこれ有り、不穩次第に御座候、ついでには恐れ多きお願
いには御座候えども、東町組の儀は先だつて取調願ひ上げ候通り、
去る未年御年貢勘定相立ち申さざる人別の者どもへ、御手当御拝
借金仰せ付けられ、散田高相続の儀をも御勘弁下し置かれ候御儀
に御座候はば、何卒惣村方散田の分残らず御救い成し下し置かれ

候様願い上げ奉り候、これに仍り組々散田高弁米の分取調申し上げ奉り候間、惣組高散田の分一同相統筋の儀、只管願い上げ奉り候、左も御座なく東町組ばかり御用捨の儀御聞濟み成し下し置かれ候ては、外組の難渋申し立ての儀は眼前に存じ奉り候間、何卒一統に御憐考置かれず候ては、相治まり申さざる儀に御座候間、各別の御慈悲をもって前頭の趣御賢察成し下し置かれ、右願いの通り御聞濟み成し下し置かれ候えは、追々散田起し返り御高相統方出精仕らせ申すべしと、一同有り難き仕合に存じ奉り候、以上

鷓沼村

百姓惣代

平 八

申三月

同

八百七

同

善九郎

同

太兵衛

与頭

治右衛門

同

万 七

同

孫左衛門

与頭

坂井銀右衛門

庄屋仕埋

安右衛門

庄屋

国定市兵衛

同

桜井岡右衛門

水野篤助様

御陣屋

○当申年より宗門帳奥書御案文写（二六一一九）

「 当申年より

宗門帳奥書御案文写

」

先年公義より仰せ出され候切支丹宗門御法度書の面、委細承知仕り、当村庄屋・組頭ならびに小百姓五人組合の者ども互いに僉議仕り、書付差し上げ申し候、以上

差し上げ申す一札の事

一切支丹宗門の儀、年々御改め置き成され候えども、いよいよもつて堅き御制禁の旨仰せ聞かされ、当村百姓男女下々に至るまで吟味致し、宗門相改め、五人組を極め連判仕り、旦那寺の判形取り、指し上げ申し候、親類縁者の儀は先年より帳面に書き上げ申し候通り、相違御座なく候、惣ては何卒帳面に相替る儀御座候えども、其の趣書付をもって申し上げ候、自今以後五人組として互いに常々油断なく吟味仕り、不審成る者御座候はば早速御注進申し上ぐべく候、若し脇より切支丹宗門の者これ有る由訴人御座候はば、五人組中曲事仰せ付けらるべく候、自然宗

旨を替え申し候者御座候はばお断り申し上げ、手形取り直し、さし上げ申すべく候、五人組の内、他所より女房を呼び、養子を仕り候歟、下男下女召し抱え候はば、その親類を吟味致し、宗門相改め寺手形を取り、御改め申し上ぐべく候、勿論他所より参り候者、男女によらず不審成る者一円置き申す間敷候、後日の為連判仍って件の如し

年号支月

五人組合

何の誰殿

(後略)

○恐れ乍ら御達し申し上げ奉り候御事 (古市場組源兵衛方に盗賊忍入るにつき) (二六―二二)

恐れ乍ら御達し申し上げ奉り候御事

一金三両

南鏡二分計

内 二朱金一分計

一朱金銀二両一分計

一錢六貫文計

右は、ばら錢にて籠へ入れ置く

一米札三匁 一枚

一蓆入かな物 但し銀 八品

内

くさり 一尺五寸計り

前かなご 一つ

鉤りかん 五つ

くさり附鉤りかん 一つ

一はた打違一筋 但し、紅縮緬

右は当月二十二日夜、当村古市場組源兵衛と申す者へ盗賊忍び入り、前頭の品々盗み取り申し候旨申し出で候につき、忍び入り候様子吟味仕り候ところ、右源兵衛元来独身にて、常々商ない仕り候者に御座候ところ、金子并に米札打違かな物とも一所に箱の引き出しへ入れ、台所に差し置き、錢も売物にて取り揚げ、ばら錢にてかごへ入れ、これも台所に差し置き、その夜余儀なき用事これ有り候につき、五つ半時頃戸口戸口能くしめ、表口に錠前おろし置き、他へ罷り越し、同夜四ツ時過ぎ頃帰り候えども、一向心付き申さず伏せり、翌朝見出し候ところ、表側一尺計り壁切り破り忍び入り、前頭の品盗み出し、かご并に引き出しは一丁計りも脇畑中に捨て置き、中にこれ有り候品々盗み取り、逃げ去り候儀と相見え申し候につき、盗賊行衛(方)所々吟味仕り候えども、一切相知れ申さず、これに仍り御達申し上げ候、以上

申 鶴沼村

正月

庄屋

国定市兵衛

水野篤助様

御陣屋

○恐れ乍ら願ひ上げ奉り候御事（実子無きにつき高田村甚太郎悴平吉と養子縁組願ひ）（二六一—二三）

恐れ乍ら願ひ上げ奉り候御事

私義、実子御座なく候につき、安藤対馬守様御領分、濃州厚見郡高田村甚太郎悴平吉と申す者、当申年二十九歳、右は私母方へ近く直親の者に御座候につき、養子仕り度く願ひ上げ奉り候、尤も右村よりも御出張御役所へ御願ひ申し上げ候ところ、太田御陣屋相済み候はば、勝手次第に仕るべき旨仰せ渡され候由に御座候、勿論親類村中納得の上、何方にも少しも故障御座無く候間、願ひの通り仰せ付けられ下し置かれ候様、願ひ上げ奉り候、以上

鵜沼村

申

柳 蔵

二月

水野篤助様

御陣屋

右柳蔵御願ひ申し上げ候通り相違御座なく候、以後申分これなき様三通物取り替わせ置き申すべく候間、願之通に候えば下し置かれ、この旨願ひ上げ奉り候、以上

申

右村

二月

庄屋

桜井岡右衛門

○恐れ乍ら願ひ上げ奉り候御事（入齒細工所の看板出置きたきにつき）（二六一—二四）

恐れ乍ら願ひ上げ奉り候御事

私儀、持高五石目余り相拓き、御百姓相続仕り来り申候ところ、近来病身に相成り、耕作働き方行き届き難く候につき、内職に入齒細工仕り来たり候ところ、追々流行仕り、他所・他村よりも尋ね参り候儀につき、この上手広に細工仕り度し、左候えば渡世の一助にも相成り申し候儀に御座候、ついでには向後居宅に□雛形の通り入れ齒細工所と看板出し置き申し度く、この断恐れも願みず願ひ上げ奉り候、何卒願ひの通り御聞濟み下し置かれ候はば、渡世筋も出来申すべきと有り難き仕合に存じ奉り候間、御聞濟み下し置かれ候様只管願ひ上げ奉り候、以上

巳

鵜沼村

三月

蜂 蔵

水野篤助様

御陣屋

右蜂蔵御願ひ申し上げ奉り候通り相違御座なく候、尤も内輪故障の筋御座なく候間、願の通り御聞濟み成し下され候儀、私方においても願ひ上げ奉り候、以上

巳

三月

鵜沼村

庄屋惣代

桜井岡右衛門

○恐れ乍ら御達し申し上げ候御事（鵜沼宿年寄山田孫左右衛門掛川宿にて病死につき）（二六一―二五）

恐れ乍ら御達し申し上げ候御事

鵜沼村

年寄

山田孫左衛門

右の者、先だつて人馬賃銭割り増し願ひ儀御聞濟みの上、三月十日出立、東海道罷り下り候ところ、当三月十四日、東海道金谷宿迄相越し候処、大井川出水し、人馬とも通路相越え難く候由につき、右宿にて逗留仕り居り候内、孫左衛門病氣指し起こし候につき、右宿にて早速医師にも段々服薬相用い、解放仕り候ところ、病体余程むづかしき体の由医師申し聞かせ候、然るところ三月二十日朝、川明き候に付、外三ヶ宿は右宿出立、出岸仕り、当宿伝兵衛、孫左衛門に指し添え、三月二十日東海道欠（掛）川宿へ相越し候ところ、追々病氣重く候体に相成り候につき、同宿池田屋勘藏と申す旅籠に止宿仕り、尚亦右所にも問屋場へ相頼み、太田備中守様御医師御頼み、早速診察成され候ところ、至つて病氣むづかしき趣仰せ聞かされ候へども、御薬は頂戴、早速服薬相用ひ、段々介抱致し候へども、養生相叶わず、当三月二十二日朝五ツ半時頃病死致し候につき、其の段宿池田屋勘藏問屋場へ相達候ところ、早速問屋・年寄衆立会、右病死の始末御支配御役場へ御

達御座候ところ、尾州様御領分問屋・年寄役の儀につき、検使等には及び申さず候間、宿方問屋・年寄は申すに及ばず、其の外役人ども残らず立ち入り、死骸取り置き方等入念に世話いたし遣わし候趣御下知につき、宿役人中に相頼み、同所禅宗徳雲寺境内の内に死骸葬り候節取り纏め、伴林右衛門至る迄見合置き候ところ、三月二十四日伴林右衛門右宿に至る上、右葬式取り付け候由、林右衛門婦村の上申し聞かせ候、勿論右葬式の節も宿役人中は残らず、旅籠屋の衆中、町内三十軒程も残らず罷り出で、野辺送り等迄相勤め呉れ候由、林右衛門申し聞かせ候、これによりこの段書付を以て御達し申し上げ奉り候、以上

巳四月

右宿問屋

桜井岡右衛門

年寄

坂井銀右衛門

水野篤助様

御陣屋

掲載史料一覧

史料番号		史料名	年代	西暦	掲載ページ		備考
番号	枝番				解説文	読下し文	
1		有君様御通行之節御作事方御用人馬継立書上帳	天保3年2月	1832	18		
2		乍恐奉願上候御事(加納宿助郷村々御繰合につき)	天保5年10月	1834	55	98	
3		日光例幣使御参向人馬継立高書上帳	天保8年4月4日	1837	21		
9		鶴沼宿小役遣書上帳	嘉永4年11月	1851	24		
10		他行者取調書上帳	嘉永3年2月	1850	60		
11		鶴沼宿御用状箱持人足掛分書上帳	嘉永4年11月	1851	25		
13		長崎奉行大久保豊後守様御泊り下宿帳	文久2年閏8月10日	1862	26		
15		松平能登守様御人数御宿割帳	慶応2年7月22日	1866	34		
16		梶井宮様御下宿 大御番頭大久保出雲守様御昼休御下宿帳	丑3月21日		37		
17		御上洛御供立 御浪士人別旅ご割渡シ帳	亥年2月23日		41		
18		岩村様御家中旅籠割渡帳	寅7月22日		43		
19		辰巳二ヶ年分 助郷休泊料入不足取調帳			56		
20		大坂御加番 鳥居丹波守様御下宿割帳			45		
21		三日月、土井、鯖江、森、四藩札宿帳場旅籠割渡帳	7月		51		
22		借用申講金之事	天保5年2月	1834	64		
23		慶応四戊辰年正月官軍赤報隊布告	慶応4年1月	1868	94	95	桜井家文書の中の赤報隊史料について
25	1	池御普請諸入用取調帳	明治4年11月より	(1871)	65		
25	2	砂先川			69		
26	1	乍恐奉願上候御事(倅藤治郎勘当につき願書)	西2月(天保8年)	1837	70		
26	2	乍恐御尋ニ付奉申上候御事(人数調べ書上)	西2月(天保8年)	1837	70		
26	4	覚(犬山表犬飼藤九郎方より買置く夫食・伝馬飼料等引取の件につき願書)	西1月26日(天保8年)	1837	71		
26	5	乍恐奉再願候御事(犬山表犬飼藤九郎方より夫食手当買請につき)	西1月25日(天保8年)	1837	73	98	
26	6	乍恐御達奉申上候御事(犬山表犬飼藤九郎方より買請分引取につき)	申11月(天保7年)	1836	73		

掲 載 史 料 一 覧

史料番号		史料名	年代	西暦	掲載ページ		備考
番号	枝番				解読文	読下し文	
26	7	乍恐御達奉申上候御事（家一軒焼失につき）	申1月9日（天保7年）	1836	76	99	
26	8	一札（年貢米取調につき）			76	99	
26	9	乍恐奉願上候御事（犬山表犬飼藤九郎方より買請分引取につき）	申11月（天保7年）	1836	74		
26	10	乍恐奉願上候御事（犬山表犬飼藤九郎方より買請分引取につき）	申11月（天保7年）	1836	75		
26	11	御達申上候御事（当申年年貢米御蔵納につき）	申11月（天保7年）	1836	77		
26	12	乍恐奉願上候御事（当村小百姓犬山にて米麦買求るにつき）	申10月（天保7年）	1836	77	100	
26	13	乍恐御達奉申上候御事（合戸池の溺死体につき）	申9月8日（天保7年）	1836	78		
26	14	乍恐御願奉申上候御事（困窮のため当暮二百両拝借いたしたきにつき）	未11月（天保6年）	1835	78	100	
26	15	乍恐奉願上候御事（近来中山道通行薄く一同難渋につき）	申4月（天保7年）	1836	79	101	
26	16	乍恐奉願上候御事（当村百姓連々困窮難渋につき）	申3月（天保7年）	1836	80	102	
26	17	乍恐御達申上候御事（犬山太三郎方に盗賊忍入るにつき）	申3月（天保7年）	1836	87		
26	18	乍恐奉願上候御事（当村百姓連々困窮難渋につき）	申3月（天保7年）	1836	82	103	
26	19	当申年より宗門帳奥書御案文写			83	104	最初の「差上申一札之事」のみ読下し文に
26	20	乍恐奉願上候御事（犬山和泉屋弥五右衛門方より買請米引取につき）	申3月6日（天保7年）	1836	76		
26	21	覚（鶴沼村西組田畑年貢等につき）			86		
26	22	乍恐御達奉申上候御事（古市場組源兵衛方に盗賊忍入るにつき）	申1月（天保7年）	1836	88	105	
26	23	乍恐奉願上候御事（実子無きにつき高田村甚太郎倅平吉と養子縁組願い）	申2月（天保7年）	1836	89	106	
26	24	乍恐奉願上候御事（入齒細工所の看板出置きたきにつき）	已3月（天保4年）	1833	90	106	
26	25	乍恐御達奉申上候御事（鶴沼宿年寄山田孫左衛門掛川宿にて病死につき）	已4月（天保4年）	1833	90	107	

編集後記

ここに各務原市資料調査報告書第三十四号として、『旧中山道鶉沼宿本陣桜井家文書 Ⅰ』を刊行することができました。本報告書では、「桜井家文書」を特徴付けるものとしてある通行関係の史料の中から、宿割帳を中心に多くの史料を収録しました。口絵には、本陣桜井家の間取図と、本陣の建物を彷彿させる外観図とを掲載しました。これらの間取図のうち、作成された時期が特定できるものが少ないのは残念です。が、各図により、書かれていることが少しずつ異なっていることがわかります。「桜井家文書」を整理していく中で、新たに彩色された間取図や建物の外観がわかる図も、「発見」することができましたので、口絵写真として収録した次第です。また安政五年（一八五八）の「鶉沼宿家並図」も、写真版ですべてを掲載しました。ここには、当時の旅籠や住民の名、それとともに各家の部屋広さなどが詳細に書込まれています。これらにより、鶉沼宿の本陣および鶉沼宿がどのような所だったのかという、具体的なイメージをつかんでいただけたと思います。そして宿割帳に見られる旅籠や旅籠以外の人名から、江戸時代、大名の通行の折にはどのようなにして「宿舎割り」が行われたのかを、わかって頂けると幸いです。

承知のように、「桜井家文書」は今までも郷土史の研究に供されてまいりました。今回、歴史民俗資料館で「桜井家文書」の解読文及び読下し文を刊行することにより、広く市民の皆様方が古文書に親しみ、郷土の歴史に触れる一助となると思っています。この報告書を、皆様方の古文書や歴史の学習・研究にお役立ていただければ幸いです。

平成二十三年三月

各務原市資料調査報告書第三十四号

旧中山道鵜沼宿本陣桜井家文書 I

平成二十三年三月

編集 各務原市歴史民俗資料館

〒五〇九一〇三三 岐阜県各務原市鵜沼西町一―一六―三

発行 各務原市

〒五〇八八五五五 岐阜県各務原市那加桜町一―六九

TEL 〇五八―三八三―一一一〇代

印刷 山興印刷株式会社

各務原市図書館



114182264